

[一覧へ戻る](#)[開催報告](#)[大会の概要](#)[大会テーマ・シンボルマーク等](#)[関連行事](#)[富山県実行委員会](#)[各種計画](#)[お手植え・お手播き樹種](#)[イベント情報](#)[全国植樹祭だより](#)[開催に向けた取り組み](#)[苗木のホームステイ](#)[一般参加者募集](#)[入札情報](#)[シンボルマーク等の使用について](#)[寄附者一覧](#)[富山県・会場へのアクセス](#)[よくある質問](#)[お問い合わせ](#)[関連リンク一覧](#)

入札情報

2016年2月1日(月)

【終了しました】第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザルの実施について

本プロポーザルは終了しました。

平成29年春に本県で開催される第68回全国植樹祭に向けて、第68回全国植樹祭富山県実行委員会が策定した基本構想及び基本計画に基づき、本大会の宿泊・輸送等業務を事業者へ委託するにあたり、優れた企画力や遂行力のある業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

1 業務名

第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の条件をすべて満たしていること。

(1) 単独企業による参加の場合

- ① 富山県内に本店、支店又は営業所等を有する法人であること。
- ② 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に定める「第1種旅行者」又は「第2種旅行者」の登録を受けた者であること。
- ③ 平成17年度以降に開催された全国規模の会議又は大会等の宿泊・輸送等業務の受託実績を有する者であること。
- ④ 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）に基づく競争入札参加資格を有する者で、参加申込書の提出日において富山県知事から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に定める更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に定める再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 富山市内で行う説明会、審査委員会及び業務遂行のために行う打ち合わせ等に参加できる者であること。

(2) 共同企業体（JV）による参加の場合

- ① 構成員のいずれかが上記（1）の①の条件を満たしていること。
- ② 構成員のいずれかが上記（1）の②の条件を満たしていること。
- ③ 構成員のいずれかが上記（1）の③の条件を満たしていること。
- ④ すべての構成員が上記（1）の④から⑥の条件を満たしていること。

3 必要書類の提出

以下の添付ファイルをご確認下さい。

4 スケジュール

- | | |
|----------------------|---------------|
| ① プロポーザル事前説明会 | 平成28年2月10日(水) |
| ② プロポーザルへの参加申込書の提出期限 | 平成28年2月18日(木) |
| ③ 企画提案書等の提出期限 | 平成28年3月1日(火) |
| ④ 審査委員会 | 平成28年3月上旬 ※ |
| ⑤ 審査結果の通知・公表 | 平成28年3月中旬(予定) |

※参加申込者(辞退者を除く)に別途連絡します。

5 問合せ、書類の提出先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

第68回全国植樹祭富山県実行委員会事務局

(富山県農林水産部森林政策課全国植樹祭推進班内)

電話 076-444-4077 ファクシミリ 076-444-3390

メールアドレス 68syokujusai※esp.pref.toyama.lg.jp

(※を@に置き換えてください)

※下記添付ファイルの基本計画(案)は、内容が変更となる場合があります。

確定版は2月上旬に

トップページ>全国植樹祭の概要>各種計画

URL <http://www.68syokujusai-toyama.jp/outline/plan.html>

に掲載予定としております。

[プロポーザル実施要領 \[PDF : 837KB\]](#)

[\(別紙1\) 事前説明会参加申込書 \[DOC : 41KB\]](#)

[\(別紙2\) 質問書 \[DOC : 38KB\]](#)

[\(様式1~8\) プロポーザル参加申込書等各種様式 \[DOC : 89KB\]](#)

[委託業務仕様書 \[PDF : 781KB\]](#)

[第68回全国植樹祭基本計画\(案\) \[PDF : 3762KB\]](#)

お問い合わせ先

富山県農林水産部森林政策課全国植樹祭推進班

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL076-444-4077 FAX076-444-3390



[当HPへのリンクについて](#)

[サイトポリシー](#)

第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザル実施要領

1 趣 旨

平成29年春に本県で開催される第68回全国植樹祭に向けて、第68回全国植樹祭富山県実行委員会（以下「実行委員会」という。）の策定した第68回全国植樹祭基本構想及び同基本計画（以下「大会基本計画等」という。）に基づき、本大会の宿泊・輸送等業務を事業者に委託するにあたり、県内外の招待者等を安全かつ快適な環境で迎える宿泊・輸送等業務について、優れた企画力や遂行力のある者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務

(2) 業務内容

別添「第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

委託契約締結の日から平成29年3月31日まで

(4) 委託費用

業務規模及び委託金額については、業者選定後に予算の範囲内で協議する。

3 事務局

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

第68回全国植樹祭富山県実行委員会事務局

（富山県農林水産部森林政策課全国植樹祭推進班内）

電話 076-444-4077 ファクシミリ 076-444-3390

メールアドレス 68syokujusai@esp.pref.toyama.lg.jp

4 スケジュール（予定）

内 容	時 期
① 実施要領の公表及び質問受付開始	平成28年2月1日(月)
② プロポーザル事前説明会への参加申込書の提出期限	平成28年2月8日(月)
③ プロポーザル事前説明会	平成28年2月10日(水)
④ 実施要領等に関する質問書の提出期限	平成28年2月15日(月)
⑤ プロポーザルへの参加申込書の提出期限	平成28年2月18日(木)
⑥ 企画提案書等の提出期限	平成28年3月1日(火)
⑦ 企画提案書等の審査委員会（プレゼンテーション方式）	平成28年3月上旬※
⑧ 審査結果の通知・公表	平成28年3月中旬
⑨ 委託契約の締結	平成28年4月以降

※ 参加申込者(辞退者を除く)に別途通知する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の条件をすべて満たしていること。

(1) 単独企業による参加の場合

- ① 富山県内に本店、支店又は営業所等を有する法人であること。
- ② 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に定める「第1種旅行者」又は「第2種旅行者」の登録を受けた者であること。
- ③ 平成17年度以降に開催された全国規模の会議又は大会等の宿泊・輸送等業務の受託実績を有する者であること。
- ④ 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）に基づく競争入札参加資格を有する者で、参加申込書の提出日において富山県知事から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に定める更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に定める再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 富山市内で行う説明会、審査委員会及び業務遂行のために行う打ち合わせ等に参加できる者であること。

(2) 共同企業体（JV）による参加の場合

- ① 構成員のいずれかが上記（1）の①の条件を満たしていること。
- ② 構成員のいずれかが上記（1）の②の条件を満たしていること。
- ③ 構成員のいずれかが上記（1）の③の条件を満たしていること。
- ④ すべての構成員が上記（1）の④から⑥の条件を満たしていること。

6 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書並びに企画提案書作成に関する質問を次のとおり受け、回答集をすべての参加者にファクシミリで送付する。

ただし、ノウハウに関わる部分等を周知されることにより、参加者の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに別途回答する。

(1) 提出様式

別紙2「質問書」のとおり

(2) 提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法により提出すること。なお、ファクシミリ又は電子メールで提出した場合は、電話で到着確認を行うこと。

また、持参の場合の受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 提出期限

平成28年2月15日（月） 午後5時15分（必着）

(4) 提出先

「3事務局」に同じ

(5) 留意事項

- ① 電話や来訪による口頭での質問及び質問書の提出期限後の質問は受け付けない。
- ② 質問は当該業務に係る内容や申込手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書等の審査に関する内容や他の事業者からの提案状況、企画又は積算に関する内容等は受け付けない。

(6) 回答期日

平成28年2月17日（水）

7 事前説明会の開催

本プロポーザルの実施に関する事前説明会を次のとおり開催する。

- (1) 開催日時
平成28年2月10日(水) 午後2時から
- (2) 開催場所
富山県民会館 601号室
- (3) 参加申込
平成28年2月8日(月)までに、別紙1「第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザル事前説明会参加申込書」を、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法により「3事務局」に提出すること。

8 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- (1) 提出書類
別紙3「第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザル企画提案書等作成要領」に記載のとおり。
- (2) 提出方法
持参又は郵送による。
なお、持参の場合の受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。また、郵送で提出した場合は、電話で到着確認を行うこと。
- (3) 提出期限
平成28年2月18日(木) 午後5時15分(必着)
- (4) 提出先
「3事務局」に同じ
- (5) 参加の辞退
参加申込書の提出後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式2)を提出すること。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込んだ者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類
別紙3「第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザル企画提案書等作成要領」に記載のとおり。
- (2) 提出方法
持参又は郵送による。
なお、持参の場合の受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 提出期限
平成28年3月1日(火) 午後5時15分(必着)
- (4) 提出先
「3事務局」に同じ
- (5) 留意事項
 - ① 一参加者(共同企業体構成員含む)は複数の企画提案書等を提出することはできない。
 - ② 提出期限締切後の企画提案書等の書類の変更、差し替え又は再提出はできない。ただし、誤字・脱字等の軽微なものを除く。
 - ③ 提出された企画提案書等の書類は、採用の有無にかかわらず、返却しないものとする。

- ④ 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、委託先候補者の選定を行う作業に必要な範囲内で実行委員会が複製することがある。また、委託先に選定された提案者の企画提案書の著作権は実行委員会に帰属するものとし、提出書類については、実行委員会又は富山県が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。

10 企画提案書等の内容

(1) 企画提案書

大会基本計画等に基づき、その内容を実現するために必要な提案をすることとし、特に次の項目に配慮した企画提案書を作成すること。

なお、企画提案書作成の前提条件(大会開催日(時期)、各記念植樹会場の参加想定人数等)については、上記7の事前説明会で説明する。

※基本構想及び基本計画については第68回全国植樹祭公式ホームページを参照のこと。

URL : <http://www.68syokujusai-toyama.jp/>

項 目	提 案 内 容
招待者管理・受付	<ul style="list-style-type: none"> ・招待者の名簿作成や招待事務を一元管理できるとともに、申込後の変更要望等が簡便に対応できる電算処理によるシステム ・個人情報等の管理体制 ・招待者の行事参加区分を認識するための受付方法 ・招待者区分に応じた円滑な受付体制 ・本人確認を確実に実施できる受付体制(場所、方法) <p>(注) 管理する招待者の情報は、招待者区分、所属、氏名、性別、住所、連絡先、宿泊施設、集合場所、植樹場所、乗車車両番号、喫煙の有無、車いすの利用、介助の要否等を指す。</p>
招待者等への配付物	<ul style="list-style-type: none"> ・式典等の円滑な運営を図るために必要な配付物 ・遠方からの招待者等に配慮した、配付物の携帯性について ・廃棄物を極力出さないための工夫
宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関、式典会場や記念植樹会場への利便性に配慮した宿泊施設の確保計画 ・提案した宿泊施設の基礎資料、料金設定 ・宿泊を通じた「富山らしさ」の提供 ・宿泊者に対する「とやまの食」のPR ・宿泊予定者からの変更要望等への柔軟な対応 ・宿泊者の多様なニーズ(シングル利用、定員利用、夕食会場の確保等)への対応 ・火災や地震等の災害発生時や救急患者発生時に、宿泊施設側との間で適切かつ確実に対応できる体制、方法 <p>(注) 宿泊施設は、大会当日の出発時間に応じて早朝に朝食が提供できるとともに、原則として1泊朝食付き又は1泊2食付きで予約できる施設とすること。</p>

項 目	提 案 内 容
輸送等	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者区分に応じた、安全・快適かつ効率的な輸送手段及び輸送ルート ・輸送手段別に必要となる輸送台数の確実な確保方法 ・県内各地から参加する者への利便性に配慮した輸送方法 ・SVIP（天皇皇后両陛下等）の発着時に渋滞・混乱等が発生しないための輸送方法 ・大会参加者及び会場近隣住民等への安全の確保並びに円滑な運行を行うための道路交通対策 ・運行管理体制（式典会場、記念植樹会場での発着時の混雑の緩和方法を含む） ・交通事故や災害、渋滞、車両故障など、緊急時や不測の事態への対応・体制 ・移動時間等を利用した富山県の効果的なPR方法 ・安全性と利便性に配慮した駐車場の配置（設置場所） ・会場、施設等における駐車場内の安全対策 ・駐車場内に侵入する駐車不許可車両や不審車両等への対応
視察旅行	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県の魅力が十分に伝わるコースの設定 ・大会後の本県への観光誘客の促進に繋がる企画 ・参加しやすい料金設定や日程、コース ・荒天時の対応・体制 ・視察旅行に積極的に参加してもらうための工夫

(2) 企画提案に基づく宿泊・輸送等業務全体経費の概算見積書

企画提案書に基づく大会開催までの宿泊・輸送等業務に関する全体経費(平成29年度において実施する業務に係る経費を含む。)を算出し、その見積書を提出すること。

なお、明細等はできる限り明らかにすること。

(注) 宿泊代金及び視察旅行代金は参加者の負担とする。

(3) 業務スケジュール

企画提案書に基づく本委託業務の契約から、大会開催までの全体スケジュールについて作業工程等できる限り具体的に記載すること。

(4) 業務実施体制

本業務遂行にあたっての体制(組織、業務分担、担当及び実行委員会との連絡体制等)に加えて、業務全般において緊急・不測の事態が発生した場合への対応・体制について記載すること。

なお、共同企業体による参加の場合には、構成団体の分担業務を記載すること。

11 プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者は、審査委員会においてプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時及び場所

平成28年3月上旬（プロポーザル参加申込者に対して別途通知する。）

(2) 実施内容（1参加者につき）

- ① プレゼンテーション（15分以内）
- ② 審査委員からの質疑応答（10分程度）

(3) 留意事項

プレゼンテーションは提出のあった企画提案書等によりその内容を口頭で補足する形式で行うこととする。ただし、実行委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

12 委託先候補者の選定方法及び結果の公表

(1) 委託先候補者の選定

提出された参加申込書等、企画提案書等及び提案者からのプレゼンテーションに基づき、別に設置する第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査により決定する。審査は、評価基準に基づき評価採点し、最も高い評価を得た者1者を本業務の委託先候補者として選定する。

(2) 企画提案書等の評価

次に掲げる項目について評価する

評価区分	評価項目	配点
業務遂行能力	業務体制	10点
	業務経験	10点
	小計	20点
企画提案内容	招待者管理・受付	20点
	招待者等への配付物	10点
	宿泊	45点
	輸送等	45点
	視察旅行	10点
小計	130点	
見積経費	宿泊・輸送等業務経費(妥当性・具体性)	30点
	小計	30点
その他	全体評価	10点
	オリジナル性	10点
	小計	20点
	合計	200点

(3) 選定結果の公表

- ① 選定結果については、別紙4、5又は6により参加者へ通知するほか、委託先候補者を第68回全国植樹祭公式ホームページに掲載する。なお、参加者からの問い合わせには応じない。
- ② 審査内容については、公表しない。
- ③ 参加者は、選定結果について異議申立てをすることができない。

13 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とすることがある。

- (1) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (2) 本実施要領等の条件を満たさない場合
- (3) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与えるような行為又はその疑いのある行為をした場合

14 契約の締結

審査の結果、委託先候補者に選定された者と協議を行い、委託業務の実施に関する事項等について合意できた場合に、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）に定める随意契約の手続きに準じて契約を締結する。

なお、委託先候補者との協議が整わない場合は、上記12の審査において総合評価が次点の者と協議を行う。

15 その他の留意事項

- (1) 参加申込書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出はできない。ただし、誤字・脱字等の軽微なものを除く。
- (4) 事前説明会及びプレゼンテーション参加のための諸経費並びに提出書類の作成・提出にかかる諸経費は、参加者の負担とする。
- (5) 委託業務については、実行委員会の平成28年度及び29年度予算に基づいてそれぞれ契約締結の協議を行うものであり、本プロポーザルで提出した見積金額により契約締結を確約するものではない。
- (6) 本業務で策定する宿泊・輸送等実施計画は、平成29年1月下旬に策定する第68回全国植樹祭実施計画（案）に反映させる予定である。

なお、その場合、必要に応じて宿泊・輸送等実施計画に修正を加える場合がある。

質 問 書

平成 年 月 日

住所又は所在地

会 社 名

第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザルについて、次のとおり質問します。

1 質問内容

2 担当者氏名・連絡先

所 属： _____

氏 名： _____

電 話： _____

F A X： _____

E-mail： _____

第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザル企画提案書等作成要領

1 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 平成28年2月18日(木) 午後5時15分(必着)
 (2) 提出様式等 下表のとおり

提出書類	形式	提出部数	様式
① プロポーザル参加申込書	A4	1部	様式1
② プロポーザル参加辞退届 ※様式1提出後に辞退する場合のみ	A4	1部	様式2
③ 誓約書	A4	1部	様式3
④ 旅行業登録通知書(写)	A4	1部	—
⑤ 会社概要	A4	1部	様式4
⑥ 過去の類似業務の経歴	A4	1部	様式5
⑦(共同企業体で参加の場合)委託業務共同企業体協定書の写し	A4	1部	(参考様式)

※共同企業体の場合、⑤～⑥の書類については、構成企業ごとに1部を提出すること。

2 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成28年3月1日(火) 午後5時15分(必着)
 (2) 提出様式等 下表のとおり

提出書類	形式	提出部数	様式
① 企画提案書	A4縦	15部	任意
② 企画提案に基づく宿泊・輸送等業務全体経費の概算見積書(内訳含む)	A4縦	正本1部 副本14部	任意
③ 資料			
・表紙	A4横	15部	様式6
・業務スケジュール	A4横	15部	任意
・業務実施体制(組織、業務分担、担当、人数など)	A4横	15部	任意
・業務担当予定者の略歴	A4横	15部	様式7
・県内企業との協力内容	A4横	15部	様式8

※ 提出された書類は、一切返却しないものとする。

※ 実行委員会が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

※ 委託先に選定された提案者の提案書及びプレゼンテーション資料に係る著作権は、実行委員会に帰属する。

なお、選定された提案者は、提出した企画提案書及びプレゼンテーション資料の電子ファイル(CD又はDVD、原稿は、Microsoft Word、PowerPoint、Excelのいずれかで作成されたもの)を後日提出すること。

※ 委託先に選定されなかった提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

※ 実行委員会は、提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

※ 企画提案書の枚数は、A4判25ページ以内とし、表紙は除外、A3判はA4判2ページとして換算する。

全植富第 号
平成 年 月 日

(第1順位者) 様

第68回全国植樹祭富山県実行委員会
会長 石井 隆一

企画提案書等の選定結果について (通知)

平成 年 月 日付けで提出のあった次の業務の企画提案書等について、審査委員会により審査したところ、貴社が委託先候補者として選定されましたのでお知らせします。
なお、契約等については、別途連絡いたします。

記

業務名：第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務

全植富第 号
平成 年 月 日

(第2順位者) 様

第68回全国植樹祭富山県実行委員会
会長 石井 隆一

企画提案書等の選定結果について (通知)

平成 年 月 日付けで提出のあった下記業務の企画提案書について、審査委員会により審査したところ、委託先候補第2順位者となりましたのでお知らせします。

今後、第1順位者と契約協議を行いますが、その協議が整わない場合は、貴社と協議しますので、よろしくお願いいたします。

記

業務名：第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務

平成 年 月 日

非選定者 様

第68回全国植樹祭富山県実行委員会
会長 石井 隆一

企画提案書等の選定結果について（通知）

平成 年 月 日付けで提出のあった下記業務の企画提案書について、審査委員会により審査したところ、委託先候補者として選定されませんでしたのでお知らせします。

記

業務名：第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務

(様式1)

プロポーザル参加申込書

平成 年 月 日

第68回全国植樹祭富山県実行委員会
会長 石井 隆一 様

住所又は所在地
会 社 名 (共同企業体の場合はその名称)

代 表 者 印

(担当者)

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザルに参加を希望しますので、別添の書類を添えて申し込みます。

<共同企業体の場合は、すべての構成団体について記載>

(代 表 者) 住所又は所在地

会 社 名

代 表 者

印

(構 成 員) 住所又は所在地

会 社 名

代 表 者

印

(構 成 員) 住所又は所在地

会 社 名

代 表 者

印

(様式2)

プロポーザル参加辞退届

平成 年 月 日

第68回全国植樹祭富山県実行委員会
会長 石井 隆一 様

住所又は所在地
会 社 名 (共同企業体の場合はその名称)

代 表 者 印
(担当者)

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザルに参加の申し込みをしましたが、都合により辞退します。

(様式3)

誓 約 書

平成 年 月 日

第68回全国植樹祭富山県実行委員会
会長 石井 隆一 様

住所又は所在地
会 社 名
代 表 者

印

第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザル実施要領5に定める参加資格を有することを誓約します。

※ 共同企業体の場合は、構成する会社ごとに署名すること。

(様式4)

会社概要

項目	内容
会社名	
代表者	
本店所在地	
電話番号	
設立年月日	
旅行者登録番号	
資本金	
従業員数	
業務内容	

取扱予定支店（営業所）概要

項目	内容
支店等名称	
支店等代表者	
所在地	
電話番号	
設立年月日	
従業員数	
業務内容	

※ 共同企業体の場合は、構成する会社ごとに作成すること。

(様式5)

過去の類似業務の経歴

会社名 ()

イベント名	主催者 (発注者)	業務内容	規模	事業費 (受託額)	皇室御臨席者	実施年月日	業務実施上 工夫した点
				円			

※共同企業体の場合は、構成する会社ごとに作成すること。

※本業務に類似するもの（皇室関係行事、全国大会、参加者が数千人規模のイベント等）で平成17年度以降に実施したものを10件以内で
選定（富山県内で開催したものを優先すること。）し、その概略を記載すること。

※「業務内容」欄には、計画策定、企画、実施運営等を記載すること。

※「規模」欄には、参加人数など、イベント規模の概略が把握できる表記をすること。

(参考様式)

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業共同体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 第68回全国植樹祭富山県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発注する、第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）
- 二 前号に付帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇〇共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を 市 町 番 地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、本協定成立の日から第1条に定める業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該委託業務を受託することができなかつたときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者

(以下構成員を列記)

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、第1条に定める業務の履行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに契約の締結、代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(参考様式)

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

(以下構成員を併記)

2 前項の出資割合は、構成員数により最小限度基準を次のとおりとする。

(1) 2構成員の場合 30パーセント以上

(2) 3構成員の場合 20パーセント以上

3 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する業務の管理に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、第1条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利譲渡は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が第1条に規定する業務を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち業務の途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する業務を完成する。

3 第1項の規定により脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱

(参考様式)

退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果、利益を生じた場合においては、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当共同企業体は、構成員のいずれかが、第 1 条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 4 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが第 1 条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 4 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し、もしくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 20 条 当共同企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇 外 社は、上記のとおり委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠として、この協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 印

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 印

(以下構成員を列記)

(様式6)

第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務プロポーザル資料

(平成 年 月 日提出)

- ・全体スケジュール（任意様式）
- ・業務実施体制（任意様式）
- ・業務担当予定者の略歴（様式7）
- ・県内企業との協力内容（様式8）

会社等名称（共同企業体の場合はその名称）： _____

（
うち代表者となる会社名： _____
構成する会社名： _____
）

(様式7)

業務担当予定者の略歴

項目	総括責任者	主任担当者	担当者	担当者	担当者
氏名					
年齢 (H28.4.1現在)					
所属					
役職					
主な業務実績 ・行事名 ・担当分野 等					

※業務実施体制に記載した責任者、担当者等について記載すること。

※共同企業体の場合は、構成する会社ごとに作成すること。

※配置予定の人数分記載すること。

(様式8)

県内企業との協力内容

名称及び代表者	所在地	主な業種種別	協力を受ける範囲

※大会に係る富山県内の協力予定企業を記入すること。

※共同企業体の場合は、構成する会社ごとに作成すること。

第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務仕様書

1 委託業務の名称

第68回全国植樹祭宿泊・輸送等業務

2 業務の内容

第68回全国植樹祭富山県実行委員会(以下「実行委員会」という。)が策定した、第68回全国植樹祭基本構想及び同基本計画(以下「大会基本計画等」という。)に基づいた、招待者の宿泊・輸送等に関する業務を行うもの。

なお、業務の詳細は、「委託業務内容」(別紙1)及び「委託業務特記事項」(別紙2)のとおりとする。

3 業務委託期間

委託契約締結の日から平成29年3月31日まで

4 成果品の納入

(1) 成果品

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| ア 宿泊・輸送等業務実績報告書 | 10部 |
| イ 上記アの原稿及びその図等素材の電子データ(CD-R又はDVD-R) | 2枚 |

(2) 納入場所

第68回全国植樹祭富山県実行委員会
(富山県農林水産部森林政策課全国植樹祭推進班内)

(3) その他

(1) アの原稿はMicrosoft Word(R)、Microsoft PowerPoint(R)又はMicrosoft Excel(R)で作成するものとし、素材についてのファイル形式は実行委員会が別途指示する。

5 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務実施にあたっては、大会基本計画等を十分踏まえること。
- (2) 実行委員会が別に委託契約を締結する「第68回全国植樹祭式典運営・演出業務(仮称)」の受託者や、第46回全国林業後継者大会実行委員会、富山県その他関係者等と綿密に連携し、互いの業務分野が重なる場面や、全体の調和及び危機管理のため必要な場合には、積極的に適正かつ円滑な調整を図ること。
- (3) 本業務を統括し、他業務との連絡調整を担うための業務体制を明確にするとともに、受託業務全般を把握している担当者を置き、実行委員会との連絡調整を行うこと。
- (4) 成果品の内容は、受託者との協議により、実行委員会が追加、修正、削除することがある。
- (5) 業務の実施や物品等の調達にあたっては、富山県内の事業者及び富山県産品をできる限り活用するなど、地域経済の振興と地産地消の推進に努めること。
- (6) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、実行委員会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (7) 印刷物又は資料の作成にあたっては、その内容について実行委員会の確認を受けるとも

に、実行委員会が指示する日までに納入すること。

- (8) 打ち合わせ等は、実行委員会又は受託者が必要と認める日に行うこととし、協議結果等(日時、参加者、内容及び結果)については、実行委員会と受託者が書面により1通ずつ保管すること。なお、打合せに要する経費は本業務に含むものとする。
- (9) 本業務の実施に関連して、招待者や関係者等に対し、受託者の宣伝又は営業目的と思われるような行為等を行うことは禁止する。
- (10) 受託者(再委託を受けた者も含む。)は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (11) 受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守すること。
- (12) 本業務の実施にあたっては、第三者のあらゆる権利を侵害しないこと。なお、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きは受託者が負うこと。
- (13) 成果品及びその素材についての物権及び著作権(著作権法(昭和45年法第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き実行委員会に帰属し、無償で実行委員会に譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、実行委員会は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (14) 宿泊・輸送等実施計画の策定にあたっては、大会実施計画に反映させるため、実行委員会の指定する日までに本業務の中間報告を行うこと。
- (15) 本大会の開催に係る予算編成作業等に使用するため、実行委員会の指定する日までに平成29年度に行う宿泊・輸送等業務の概算経費の報告を行うこと。

6 契約保証金

契約の相手方は、指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第75条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

8 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の業務経費を対象の経費と認めず、減額する場合があります。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、実行委員会からの依頼事項について常に対応できる体制を取ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、実行委員会と受託者が協議して決定する。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、発注者甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第7 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第8 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第10 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第11 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第12 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第13 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

委託業務内容

区分	項目	内 容	年度区分	
			H28	H29
実施計画の策定	特別接伴・接遇計画	中央、県内・県外特別招待者の接伴・接遇に係る計画	○	-
	受付計画	招待者の受付、配付物(記念品、大会用品)等に係る計画		
	宿泊計画	宿泊するエリア及び施設の選定、食事、清算等に係る計画		
	輸送計画	輸送ルート、運行スケジュール、駐車場の利用、運行管理等に係る計画		
	昼食計画	昼食の調製、配付・回収及び衛生管理に係る計画		
	視察計画	視察旅行の企画・運営に係る計画		
運営マニュアルの策定	招待者接遇マニュアル	招待者別の受付、接遇等に係るマニュアル	○	○
	輸送管理マニュアル	駐車場、指定集合地、交通整理等招待者輸送に係るマニュアル	○	○
招待者等の管理	名簿管理	招待者等管理システムの導入	○	○
		上記システムの入力・変更等管理、情報出力等	○	○
		参加受付ホームページ(公募含む)の開設及び運用保守	○	○
	招待状等の作成(記念式典等)	招待状、同封資料(大会の概要等)、返信用封筒及び送信用封筒の作成、封入、送付	○	-
		案内状、同封資料作成(指定集合地・宿泊施設・注意事項等)及び送信用封筒の作成、封入、送付	-	○
		礼状及び封筒の作成、封入、送付(特別招待者)	-	○
	招待状等の作成(レセプション)	招待状、返信用封筒及び送信用封筒の作成、封入、送付	○	-
案内状及び封筒の作成、封入、送付		-	○	
一般公募	当選及び落選通知、出欠意思確認書(当選者のみ)、返信用封筒の作成、封入、送付	○	-	
招待者配付物等	大会用品の手配等	レセプション名札、特別招待者の胸章・リボン等の手配	-	○
		IDカードの作成・封入	-	○
		大会用品の手配(リストバンド、レインコート、日章旗、手提げ袋等)	-	○
		記念品、大会用品等の袋詰め及び保管、宿泊施設及び指定集合地等への配送	-	○
宿泊管理	宿泊施設	施設の確保	○	-
		宿泊料金、部屋、食事等の調整	○	○
		宿泊施設に対する説明会等の実施	-	○
		招待者の配宿	○	○
		宿泊料金の精算及び徴収	-	○
		宿泊施設への大会のぼり旗の配付及び回収	-	○
	宿泊受付・案内	宿泊者からの問い合わせ、変更等対応	○	○
		大会前日の宿泊施設における受付業務の補助	-	○
輸送管理	事前調整等	大型バスの試験走行による調査	○	-
		輸送関係業者及び大会実施本部員に対する説明会又は研修会の実施	-	○
	車両の運行等	大会当日及び各リハーサルに必要なバス・ハイヤー等の借上・運行	-	○
	駐車場	記念植樹会場の確保	○	-
	誘導等	誘導看板等の作製、設置及び撤去(リハーサル含む)	-	○
		交通規制告知看板・チラシ等作製、設置、撤去、掲示及び配布	-	○
	運行管理	招待者輸送バス及びリハーサルバスの運行管理	-	○
輸送管理本部の運営、駐車場等の運営		-	○	
物品、備品等の手配	輸送、運行管理、誘導等に係る物品及び備品の手配(プラカード、バス号車表示、カラーコーン、コーンバー、携帯電話、無線、車両通行証、駐車許可証、仮設トイレ等)	-	○	
視察旅行業務	企画・運営	視察旅行コース・プランの企画	○	-
		視察旅行の参加者受付・運営	○	○
		視察旅行案内書(チラシ)の作成(招待状に同封)	○	-

委託業務特記事項

1 全体

- (1) 実施計画の策定にあたっては、準備段階から大会が終了するまで、業務全般において緊急事態が発生した場合を想定し、万全の体制・措置がとれる計画とすること。
- (2) 可能な限り少ないコストで、最大限の効果をもたらす計画とすること。
- (3) 本業務に運営上必要な、実施本部員等を含めた人員の配置を計画すること。
- (4) 実施本部員等への研修・指導を講じ、招待者への「おもてなしの心」に配慮し、招待者が快適に移動・滞在していただける体制とすること。
- (5) 富山きときと空港の利用促進を見据えた計画策定に配慮すること。

2 招待者等の管理に関すること

- (1) 招待者等を指定した区分に分類し、招待者区分、所属、氏名、性別、住所、連絡先、宿泊施設、集合場所、乗車車両番号、喫煙の有無、車いすの利用、介助の要否発着時間等について、属人ごとの一元的な名簿管理を行うこと。
- (2) 名簿の管理にあたっては、招待者を一元的に管理できる「招待者管理システム」を導入し、上記2-(1)に掲げる事項など、必要な情報の検索や抽出を瞬時に行えるものとする。また、第46回全国林業後継者大会事務局と業務運営上の必要な情報の共有化を図ること。
- (3) 招待者管理システムは、参加者情報の重複検出、ID管理番号の割当て、一般公募応募者の抽選機能を有するものであること。
- (4) 招待者管理システムをウェブ上に設け、参加受付ホームページで招待者又は一般公募応募者が、必要な参加者情報を直接登録・変更できるものとする。
- (5) 招待状や案内状は、招待者に必要な情報を簡潔に分かりやすく表記し、受付や会場入場時の確認が容易にできるものとする。
- (6) 県内招待者のうち、レセプション参加者については、宿泊の希望を確認し、招待者の利便性に配慮した配宿等を行うこと。
- (7) 招待状の回答等において、食品アレルギーの有無や介助者の要否等、必要な情報の記入欄を設けるとともに、宿泊施設や輸送車両等において必要な配慮を行うこと。

3 招待者配付物に関すること

- (1) IDカードは、偽造防止ロゴやホログラムを使うなど、偽造が難しいものとする。
- (2) 記念品及び大会用品について、紛失、盗難がないよう保管方法、保管場所に注意するとともに、手配数量と保管時、配付時の数量に相違が生じないよう管理すること。
- (3) 万が一、紛失等があった場合には、物品種類、数量、理由等を記載した書面により、直ちに実行委員会事務局へ報告すること。

4 宿泊管理に関すること

- (1) 宿泊施設
 - ア 宿泊施設の確保については、記念植樹会場までの大型バスによる移動時間が、概ね1時間15分以内のエリアとすること。
 - イ 宿泊施設の選定にあたっては、原則、バスの乗降場所や夕食会場等の必要な施設・設備を確保でき、かつ、大会当日の出発時間に応じて朝食を提供できるとともに、原則として1泊朝食付き又は1泊2食付きで予約できる施設とすること。
 - ウ 中央特別招待者及び特別招待者は原則として1人1部屋の利用とし、その他の招待者等は1人1部屋利用や定員利用等、可能な限り宿泊者の要望に応えられる体制とすること。また、開催間際の変更等に備え、必要相当数の客室を確保すること。

- エ 宿泊施設に対しては、大会の趣旨を理解させるとともに、県外招待者への歓迎の意を表す対応や「おもてなしの心」などを含め、十分なサービスが提供できるよう事前説明会等を実施すること。
 - オ 大会のぼり旗等を宿泊施設に配付し、大会前日及び当日の設置及び撤去を依頼するとともに、大会終了後は回収すること。
 - カ 宿泊施設で提供する食事については、県産食材や郷土食等に十分配慮し、お品書きには「産地」や「特徴」などを明記して富山県の食のアピールに努めること。なお、夕食内容については、お品書きや画像等により事前に実行委員会に報告すること。
 - キ 希望に応じて団体単位での夕食会場を確保する等、招待者の利便性に配慮した配宿をすること。
 - ク 宿泊代金は宿泊者本人の負担とし、料金徴収等の旅行代理業務は受託者が実施すること。
- (2) 宿泊受付・案内
- ア 宿泊施設の案内、交通、視察旅行、気候又は服装等の様々な問い合わせに対応するための専用デスク（専用の電話回線）を設置し、対応等に当たること。
 - イ 大会前日の宿泊施設における受付にあたっては、宿泊施設側と調整の上、受付に必要な物品等を保管するとともに、宿泊施設内に受付業務をサポートする人員を配置すること。

5 輸送管理に関すること

(1) 事前調整等

- ア 円滑な運行を実施するために、道路管理者、富山県公安委員会及び施設管理者等との事前協議、調整及び必要な手続を行うこと。
- イ 輸送事前調査にあたっては、大型バスによる試験走行及び乗降シミュレーション等を実施し、輸送に係る所要時間、通行の可否等の必要な情報について調査すること。

(2) 車両確保

- ア 中央特別招待者のみハイヤーとし、それ以外の招待者等は貸切バスによる輸送を原則とすること。
- イ ハイヤー及び貸切バス等の確保にあたっては、県内事業者が所有する車両を優先すること。
- ウ 事故や故障などの緊急時の対応として、予備の車両やレッカー車等を確保し、迅速な対応ができる体制を構築すること。

(3) 誘導等

- ア 指定集合地、乗降場、駐車場等においては、招待者等を安全かつ円滑に誘導できるよう、カラーコーン等の設置や人員の配置等、必要な措置を講じること。
- イ 指定集合地、乗降場、駐車場等をはじめとする会場の設営、運営、各種サインの設置及び撤去を行うとともに、その周辺の誘導にあたっては、関係者の安全対策を講じること。
- ウ 車椅子を利用される方等の対応について検討し、バリアフリーへの配慮を行うこと。
- エ 各種サインや看板等は、デザインの統一性や視認性等を考慮すること。
- オ 各種サインや看板等の設置及び警備員等の配置等にあたっては、富山県警察、施設管理者、道路管理者等関係機関との必要な協議、調整を行うこと。

(4) 運行管理

- ア 招待者等を安全かつ円滑、効率的に輸送できる輸送ルートを設定するとともに、定点観測や定時連絡など、バス等の運行状況を的確に把握し、式典行事を遅延なく実施できる一元的な運行管理体制を構築すること。
- イ 交通事故や渋滞等の不測の事態に備え、万が一の場合の代替ルートや迂回ルートを設定すること。
- ウ 輸送時間が概ね1時間を超える経路においては、途中で15分程度の休憩時間をとるものとし、休憩場所を設定すること。
- エ バス会社等輸送関係業者に対し、事前に輸送ルート、誘導方法等を適切に指示するとともに、事前説明会等を実施すること。

オ 総合リハーサル及び前日リハーサル等では、大会当日のバス運行を担当するバス会社の乗務員を乗車させ、車両運行リハーサルを実施すること。

6 視察旅行に関すること

- (1) 実行委員会の意向を踏まえた上で、富山県の森林・林業施策や豊かな自然、歴史、文化、観光名所等を紹介し、魅力的で参加しやすい日帰り又は前泊若しくは後泊コース等のプランを複数設定し、式典の招待状発送に併せて、視察旅行の参加者を募集すること。
- (2) 招待者の大会参加スケジュールを考慮し、視察場所、時間等参加者に無理のないプランとすることとし、発着地等は参加者の利便性を考慮すること。
- (3) 視察コースは県東部に偏らず、県内全域での観光・宿泊を盛り込んだコースとすること。
- (4) 視察旅行案内書には、集合解散時間、行程、食事の有無、旅行金額とその内訳等が明確に分かるよう記載すること。
- (5) 視察旅行の代金は参加者の負担とし、料金徴収等の旅行代理業務は受託者が実施すること。

7 その他

- (1) 実施本部員等が円滑に業務を遂行するために必要な運営マニュアルや資料等を各業務別に作成するとともに、必要な研修及び打ち合わせ等を実施し、役割分担の内容を周知徹底させること。
- (2) 説明会、研修等の実施にあたっては、必要となる運営マニュアル等を印刷し、実行委員会へ提出すること。
- (3) その他作成した資料は、書類及び電子データを各1部、実行委員会へ提出すること。

第68回 全国植樹祭 とやま 2017

基本計画（案）



富山県

第1章 開催概要

1. 開催意義	1
2. 開催理念	2
3. 富山県の特徴を活かした大会の基本方針	2
4. 大会テーマ	3
5. シンボルマーク	3
6. 大会ポスター原画	3
7. 開催時期	4
8. 主催	4
9. 開催規模	4
10. 開催会場	4～5

第2章 式典行事計画

1. 基本的な考え方	6
2. 式典行事の運営	6
3. 式典行事の構成（プログラム）	7

第3章 植樹行事計画

1. 基本的な考え方	8
2. お手植え計画	8～10
3. お手播き計画	11～12
4. 代表者記念植樹計画	12
5. 招待者記念植樹計画	13

第4章 会場整備計画

1. 基本的な考え方	14
2. 施設配置計画	14～15
3. 主要施設計画	16
4. 案内・誘導計画	17
5. 飾花計画	18
6. 電気・給排水・通信設備計画	18

第5章 運営計画

1. 基本的な考え方	19
2. 招待計画	19

3. 招待者の行動計画	20
4. 受付計画	21
5. 特別接伴計画	21
6. レセプション計画	22
7. 会場内動線計画	22
8. 会場おもてなし計画	23
9. 昼食計画	24
10. 医療・衛生計画	24
11. 消防・防災・警備計画	25
12. 実施本部計画	25
13. 研修・リハーサル計画	26
14. 雨天時・強風時対応計画	26

第6章 宿泊輸送計画

1. 基本的な考え方	27
2. 宿泊計画	28
3. 輸送計画	29
4. 運行管理体制・緊急時対応	29
5. 道路交通対策	29

第7章 荒天時式典計画

1. 基本的な考え方	30
2. 開催会場	30
3. 開催規模	30
4. 荒天時運営計画	30

第8章 記念事業等計画

1. 基本的な考え方	31
2. 記念事業の内容	31
3. 関連事業の内容	32

第9章 広報計画

1. 基本的な考え方	33
2. 広報計画	33

第1章 開催概要

1. 開催意義

本県は、標高3,000メートル級の北アルプス立山連峰から、森林・里山地域、平野、そして水深1,000メートルの神秘の海富山湾まで高低差4,000メートルのダイナミックで変化に富んだ地形を有しています。これを背景とした本州随一を誇る植生自然度に象徴される豊かな自然環境は、ライチョウ等の貴重な野生生物をはじめ多様な動植物を育み、私たちの生活の基盤である大気や水をはじめ、おいしいお米や種類豊富でキトキトの魚に代表される食の恵みをもたらすなど、私たちの命と暮らしを支えています。さらにこの多様な自然は、農林水産業をはじめとしたさまざまな地域産業の振興に寄与するとともに、井波彫刻や庄川挽物木地に代表される伝統工芸、国宝瑞龍寺、世界遺産・五箇山合掌造り集落などの地域特有の文化を育んできました。

一方、かつて山村住民とのかかわりの中で維持・管理されてきた里山林は、昭和30年代以降の生活様式の変化等により利用されなくなり、明るい林を好む動植物が減少する一方で、クマなどの大型動物が人里近くまで活動域を広げる要因にもなってきました。このため、平成19年度から導入した「水と緑の森づくり税」を活用し、生物多様性の保全や野生生物との共生を目指した里山の整備・保全を県民の協働で進めています。

また、「森は海の恋人」といわれるように、豊かな森が豊かな水と豊かな海を育みます。本県でも林業関係者と漁業関係者が協力して森林整備活動や魚礁の設置など様々な取組みが進められています。平成27年10月の第35回全国豊かな海づくり大会の開催を契機として、森・川・海を一体として捉えた環境保全に関する意識が高まっており、今後、ますます森づくりと海づくりの連携が深まっていくものと考えています。

他方、本県の森林の約19%にあたる53千haを占めるスギを中心とした人工林については、その多くが間伐等の手入れが必要な林齢から、木材として利用可能な林齢へと資源の充実を迎えています。今、我々はこの身近な木材を有効に活用することが林業・木材産業の振興にとって不可欠です。

こうした中、本県では国民病ともいわれている花粉症対策として、花粉を全く飛ばさない優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を全国に先駆けて開発しました。伐採後の再生林にこの「立山 森の輝き」を積極的に活用し、その伐採・利用と再生林による適正な森林更新を積極的に進め、均衡の取れた林齢構成の持続可能な森づくりにより森林資源の循環利用を促進していく必要があります。

北陸新幹線開業まもない時期に全国から多くの林業関係者をお迎えして開催することから、この機会を活かして、本県の豊かな森づくりの取組みが大きく前進する意義のある大会とします。

《富山県における全国植樹祭の開催状況》

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑化に対する国民的理解を深めるため、公益社団法人国土緑化推進機構と都道府県の共催により行う国土緑化運動の中心的行事です。

大会には、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、開催都道府県はもとより全国から多くの方々に参加していただき、式典行事や記念植樹などが行われています。

本県では、昭和44年5月、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、砺波市頼成で第20回大会を開催しました。両陛下には、タテヤマスギ、ボカスギ、マヤマスギの苗木のお手植えを賜るとともに、県内外からの12,000人の参加者により、スギ15,000本の植樹が行われました。



2. 開催理念

私たちは、全国植樹祭の開催を契機に、県民参加による健全な森づくりの一層の推進と森林資源の循環利用の促進による林業再生を図るとともに、森づくりと海づくりを一体的にとらえ、豊かな自然を守り育てる県民の活発な実践活動やそこで育まれた歴史・文化など富山県の数多くの魅力を全国に発信し、緑あふれる自然といきいきと人が輝くふるさとを未来へつなぎます。

3. 富山県の特色を活かした大会の基本方針

(1) 豊かな森を育て、林業・木材産業の明るい未来へつなげていく大会

① 県民参加による多様な森づくりの推進

本県では、平成18年に「富山県森づくり条例」を制定し、平成19年から「水と緑の森づくり税」を活用して、地域住民との協働による里山再生や、先駆的な支援を行っている「とやまの森づくりサポートセンター」を通じた、ボランティアグループや企業をはじめ幅広い県民参加の森づくり活動に取り組んでいます。

この大会を県民参加の森づくり活動をさらに広げる契機とし、本県の豊かな森を県民共通のかけがえない財産として、次の世代に引き継いでいきます。

② 持続可能な森づくりの推進と県産材活用による林業・木材産業の振興

本県の人工林は全国と同様に主伐期を迎えていることから、伐採・利用と再生林による適正な森林更新を積極的に進め、均衡の取れた林齢構成の持続可能な森づくりを推進する必要があります。

この大会では、県産材を積極的に活用し木の良さをPRすることにより、森林資源の循環利用を促進し、林業・木材産業の振興につなげていきます。

③ 優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の発信

本県では、国民の約3割が罹病し、国民病ともいわれている花粉症対策として、花粉を全く飛ばさない優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を全国に先駆けて開発しました。この人に優しい無花粉スギを持続可能な森づくりを推進する上で必要な植林（再生林）の切り札として全国に普及します。

(2) 森づくりと海づくりの連携の推進

本県では、豊かな森が豊かな水と豊かな海を育むことから、漁業関係者が林業関係者などと協力して森林整備活動を実施し、地元の間伐材を活用した魚礁を設置するなど、海づくりと森づくりの連携が進んでいます。平成27年10月の第35回全国豊かな海づくり大会を契機として、森・川・海の環境保全や森づくりと海づくりの連携の重要性についての認識が、より多くの県民の皆さんの間に広まりました。

この大会では、この成果を引き継ぎ、森づくりと海づくりを一体的にとらえ、豊かな自然を守り育てる県民の活発な実践活動を全国に発信し、一層の推進を目指します。

(3) 雄大な自然など富山県の魅力発信

立山連峰に代表される雄大な自然や植生自然度本州一の豊かな森林が、世界的にも珍しい「神秘の海富山湾」やそこで獲れる種類豊富でおいしい富山の魚と食文化、国宝瑞龍寺や世界遺産・五箇山合掌造り集落など歴史ある伝統・文化、さらには、井波彫刻や庄川挽物木地といった伝統産業を育んできました。こうした本県の気候風土に育まれた富山の宝ともいえる数多くの魅力を全国に発信します。

(4) 「おもてなしの心」で「温かみ」のある大会

北陸新幹線開業まもない大会であることから、県外からの多くの招待者などに対して、関係者はもとより県民全体で「おもてなしの心」で対応し、富山にまた来たいと思われるような「温かみ」のある大会とします。

4. 大会テーマ

全国から応募のあった1,434点の作品の中から、大会テーマ審査会で選定しました。

『 かがやいて 水・空・緑のハーモニー 』

作者：濱田 典佳（はまだ のりか）さん（富山県黒部市）

制作意図：富山の川、海、森林や空といった自然が調和して、私たち人間にさまざまな恩恵を与えてくれる様子を表現した。

選定理由：森・川・海の言葉を使わずに、立山連峰から富山湾までの輝きが映像のように浮かんでくる作品で、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」や北陸新幹線「かがやき」が連想されるとともに、森づくりと海づくりの連携などの大会の基本方針が親しみやすい言葉で表現されている。

5. シンボルマーク

作者：Shio Design 塩崎 歩美 氏（「きときと君」のデザイナー）

制作意図：若葉とシャベルを手に植樹のお手伝いをする「きときと君」を中心に、周りに立山連峰から本県の豊かな森（優良無花粉スギ「立山 森の輝き」）、富山湾とそこに流れ込む川を配し、森づくりと海づくりを一体的にとらえ、豊かな自然を守り育て、輝くふるさと富山を未来へつなぐ県民の姿をイメージしたもの



6. 大会ポスター原画

富山県内の小・中学校の児童生徒から応募のあった654点の作品の中から、大会ポスター原画審査会で選定しました。

画題：「森と水と」

作者：浅井 さくらさん
(富山市立東部中学校3年)

制作意図：森が豊かになれば、水も栄養豊富な豊かなものになり、最終的には、海も豊かになると思い描いた。

選定理由：大会テーマをよく理解し、水、空、緑をそれぞれ単純化し、独創的で丁寧に描いている。全体として、動的で目を惹き美しい原画である。



7. 開催時期

平成29年（西暦2017年）春季

8. 主催

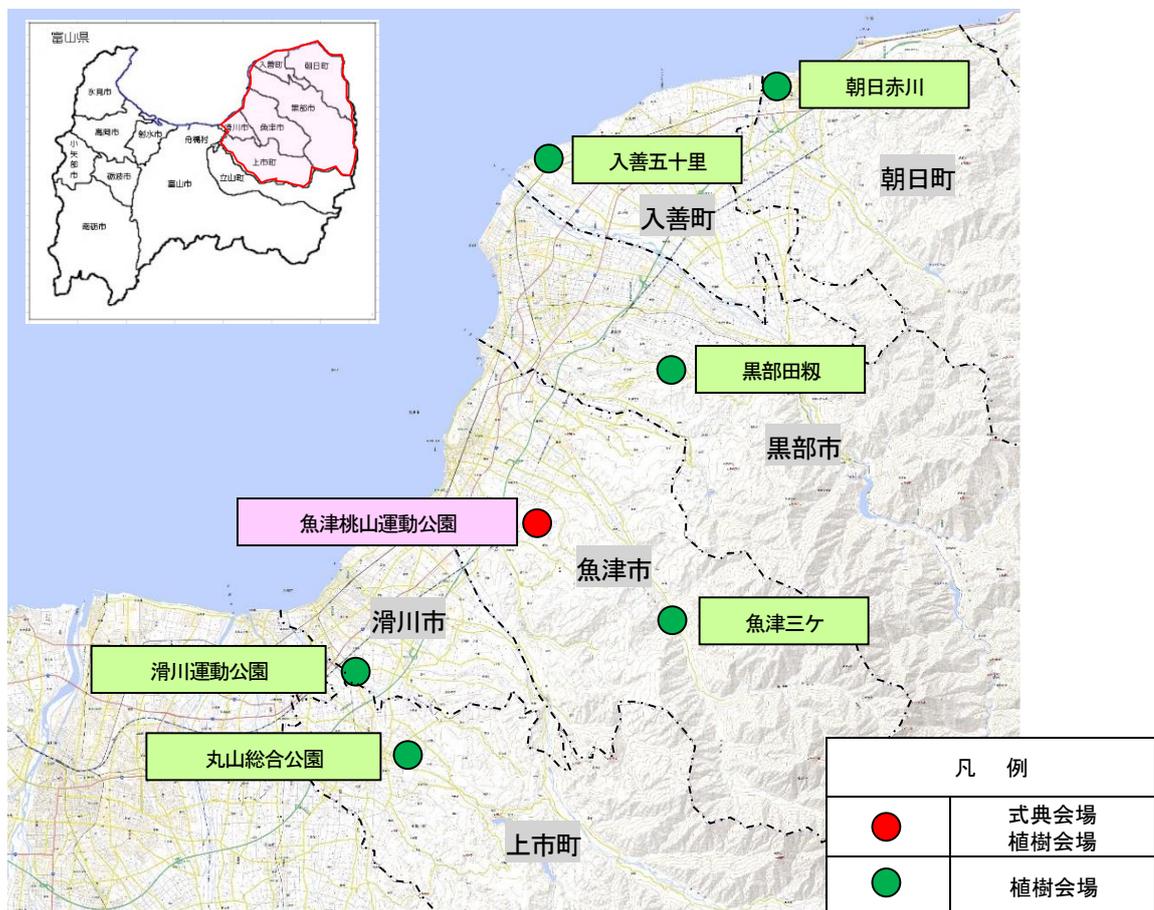
公益社団法人国土緑化推進機構
富山県

9. 開催規模

県内外からの招待者等を合わせて6,200人程度の規模で開催します。

区分	参加予定者数	内 訳
県外招待者	1,200人	国関係者、被表彰者、他県招待者 等
県内招待者	3,000人	県議会、市町村関係者、森林・林業・緑化関係団体、公募招待者、県実行委員会 等
協力員/本部員	2,000人	出演者、協力員、実施本部員
合計	6,200人	

10. 開催会場



(1) 式典会場

式典会場では、式典行事、天皇皇后両陛下によるお手植え・お手播き行事などを実施します。

○魚津桃山運動公園（富山県魚津市出字桃山 36）

魚津桃山運動公園は、魚津市中心部より南東約4km、標高160m～200mの里山地域に位置する総合運動公園です。公園内には、野球場、陸上競技場、テニスコート、多目的広場などが併設され、平成16年(2004年)に開催された女子野球世界大会の会場として広く知られています。

公園からは、日本海や北アルプスが眺望でき、県民の憩いの場となっています。



魚津桃山運動公園（空撮）



式典会場から望む日本海



式典会場から望む北アルプス

(2) 植樹会場

式典会場でもある魚津桃山運動公園に加えて、近隣の市町に植樹会場を設け、招待者の記念植樹を行います。

区分	会場名	備考
式典会場	①魚津桃山運動公園（魚津市）	市民の憩いとなる里山林の造成予定地
植樹会場	②朝日赤川（朝日町）	富山湾に面した海岸沿いで海岸防災林造成予定地
	③入善五十里（入善町）	
	④黒部田粍（黒部市）	スギ人工林の再造林予定地
	⑤魚津三ヶ（魚津市）	
	⑥滑川運動公園（滑川市）	川辺に生育する樹木などの植栽予定地
	⑦丸山総合公園（上市町）	四季を彩る樹木の植栽予定地

第2章 式典行事計画

1. 基本的な考え方

- 参加者が開催理念を共有し、「また富山に来たい」と感じてもらう構成とします。
- 式典は簡素化を図りながらも、厳粛で品格があるものとします。
- 子どもから高齢者まで、多くの県民が参加できるよう配慮します。

2. 式典行事の運営

- 式典行事の運営は、来場者の安全性、快適性に配慮し、花とみどりの少年団やボランティア団体等の協力を得ながら、おもてなしの心を持って行います。
- 司会者、アシスタント、式典音楽隊等の出演者については、地元をはじめ、県内の関係団体等の積極的な協力と参加を得て編成します。



式典の様子 参考例：第66回全国植樹祭石川大会

3. 式典行事の構成（プログラム）

式典行事は、プロローグ、式典及びエピローグの3部構成とします。

時間	区分	プログラム	内容等
45分程度	プロローグ	歓迎演出	テーマ～世界に誇るとやまの自然と文化～ ○「高低差 4000m」のダイナミックで変化に富んだ地形がもたらす豊かな自然や文化を映像やダンスパフォーマンスなどで表現
50分程度	式典	天皇皇后両陛下 御到着	
		開会のことば	国土緑化推進機構副理事長
		三旗掲揚・国歌斉唱	
		主催者挨拶	大会会長（衆議院議長） 富山県知事
		表彰	緑化功労者などへの感謝の表彰
		苗木の贈呈	花とみどりの少年団から、農林水産大臣と環境大臣に苗木を贈呈
		天皇皇后両陛下の お手植え・お手播き	
		代表者記念植樹	県内外特別招待者
		大会テーマのアピール	テーマ～森・川・海のハーモニー～ ○「富山の神々しい山々」、「躍動感あふれる川」、「壮大な海」や森・川・海のつながりを創作劇などで表現
		大会宣言	国土緑化推進機構理事長
		リレーセレモニー	次期開催県への引継ぎ
		閉会のことば	富山県議会議長
天皇皇后両陛下 御退席			
30分程度	エピローグ	エピローグ演出	テーマ～つながりあう森・川・海を未来へ～ ○招待者を歓送しメッセージを全国に発信

第3章 植樹行事計画

1. 基本的な考え方

- 富山県の気候風土に適した広葉樹や優良無花粉スギ「立山 森の輝き」などを植栽し、県民参加による健全な森づくりと森林の循環利用の促進による林業再生を目指します。
- お手植え、お手播き樹種は、本県が「環境先端県」や「サクラの宝庫」であることをアピールでき、県民に親しみのあるものを選定します。
 - ① 天皇陛下については、本県のシンボリックな樹種や森林資源の利活用を象徴する樹種
 - ② 皇后陛下については、雪国である本県の里山を花で彩る樹種
 - ③ 本県の歴史・文化や産業、森・川・海のつながりなど、富山県らしさを表現できる樹種
- 植樹用の苗木は、県内で採取した種子を育成することを基本とします。また、苗木のホームステイなどにより、子どもたちが自らの手で育てた苗木も使用します。

2. お手植え計画

- 天皇皇后両陛下のお手植えは、お手植え所で「森」の字をかたどり、それぞれ3本の植樹とします。
- お手植えされた記念樹は、魚津桃山運動公園内に移植後、「県民参加による森づくり活動」の象徴として、大切に管理・育成します。

《 お手植え樹種 》

天皇陛下	タテヤマスギ 優良無花粉スギ 「立山 森の輝き」	コシノヒガン 「エドヒガン」を親に持つ 本県発祥の長寿のサクラ	ヒメコマツ アルペンルート代表種、 合掌造りの柱
皇后陛下	コシノフユザクラ 本県固有の二度咲きのサクラ	キタコブシ 雪国の春を象徴する花	ホオノキ 万葉集では富山でのみ詠歌

《 天皇陛下お手植え樹種（3種） 》

樹種	特徴・選定理由等
<p style="text-align: center;">タテヤマスギ 優良無花粉スギ 「立山 森の輝き」</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・スギは、県内一円で植栽されているだけでなく、「埋没林」（魚津市・特別天然記念物）や「杉沢の沢スギ」（入善町・天然記念物）、散居村の屋敷林（かいにょう）、五箇山の合掌造り（南砺市）など、古くから富山県民の暮らしや本県特有の文化と密接な関係があり、県民にとって最も身近な樹種です。 ・中でもタテヤマスギは、本県の象徴でもある立山連峰の山岳地帯から海岸付近まで生育し（最標高2千mは日本一高い）、本県の県木にも選ばれており、昭和44年に砺波市で開催された第20回全国植樹祭において、昭和天皇・香淳皇后によってお手植え・お手播きされました。 ・本県では、国民病と言われている花粉症対策として、このタテヤマスギの精英樹を元に、20年の歳月を掛けて、花粉を全く飛ばさない優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を全国に先駆けて開発しました。現在、森林資源の循環利用に向けた再造林の切り札として全国へ発信しています。
<p style="text-align: center;">コシノヒガン</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、高木性の落葉広葉樹で、その名が示すように本県発祥の桜の1つです。 ・エドヒガンとキンキマメザクラの交雑種と考えられ、昭和4年に発表されました。 ・高岡古城公園では古くから植栽されており、日本さくらの会の「さくら名所百選」にも選ばれています。 ・花は、ソメイヨシノよりやや早く咲き、花つきが良く、色も紅色が強く美しいことから、全国へ広まっています。 ・南砺市蠟山の自生地は県指定の天然記念物となっています。 ・長寿のエドヒガン（千～2千年程度）を親としていることから、長寿と推定されています。
<p style="text-align: center;">ヒメコマツ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に広く生育する高木性の常緑針葉樹で、ゴヨウマツの変種です。 ・本県随一の観光地である立山黒部アルペンルートなどの山岳地帯の切り立った尾根などで多く見られ、また、庭木としても好まれよく植えられるなど、富山県民にとって身近な親しみのある木です。 ・雪国の風雪に耐える力強い樹形をしています。 ・アカマツなどの二葉松に比べ木目が細かく、軽軟で、狂いが少ないため、建築材や家具等に活用され、五箇山の合掌造りでも使用されています。 ・松竹梅はめでたい植物としてもはやされ、なかでもマツはその筆頭にあり、千代も変わらぬ常盤（ときわ）の木で、木の姿に勢いがあり、樹皮の亀甲模様は強健勇壮です。

《 皇后陛下お手植え樹種（3種） 》

樹種	特徴・選定理由等
<p data-bbox="301 472 544 508">コシノフユザクラ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、その名が示すように富山県を代表する桜栽培品種の1つで、マメザクラとヤマザクラの交雑種と考えられています。上市町と黒部市の民家でほぼ同時期に発見され、平成19年に新品种として発表されました。 ・県内5市町の民家で植栽されている高木性の落葉広葉樹で、魚津市にも生育しており、大会開催地ゆかりの品種です。 ・晩秋と春の2回開花する二季咲きの桜で、花は一重咲きで花つきがよく、白い花と淡紅色の花が混ざって咲きます。 ・花が散りにくいため、押し花を使った「散らない桜カード」を作成したところ、受験生のお守りとして人気があります。 ・県中央植物園が開発したバイオテクノロジーを活用して、県内の高校と連携し、県固有の桜を増殖、保存して次世代に引き継ぐ取り組みを進めています。
<p data-bbox="347 1066 501 1102">キタコブシ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に広く生育する高木性の落葉広葉樹。 ・コブシの変種で、コブシより葉や花がやや大きく、雪国である本県に適した樹種です。一般的には、区別せずに「コブシ」と呼ばれています。 ・早春、他の木々がまだ裸の頃、枝先に直径12センチの芳香のある白い花を無数につけ、私たちに春の訪れを知らせてくれます。 ・花が美しく、樹形が整っているため、庭園や街路樹として使われています。 ・有峰狛犬のくま阿形（富山市大山歴史民俗資料館所蔵）は、この木で作られています。 ・つぼみは、生薬で辛夷（しんい）と呼ばれ、鼻炎・頭痛などに効果があることから、古くから漢方薬として処方され、くすりのとやまを印象づける樹種です。
<p data-bbox="363 1671 485 1706">ホオノキ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に広く生育する、大型の葉をつける高木性の落葉広葉樹。 ・大きな葉の中心に、香りの良い大きな白い花を咲かせ、里山の初夏を彩ります。 ・材質は、軽く軟らかいですが、狂いが少ないため、家具調度品、下駄の歯、ピアノの鍵盤やまな板などに加工され、身近な暮らしの中で親しまれています。 ・樹皮は、生薬で厚朴（こうぼく）と呼ばれ、健胃、整腸などに効果があることから、古くから漢方薬として処方され、くすりの富山を印象づける樹種です。 ・万葉集では、「ほほがしは」として、二首が越中だけで詠まれています。 ・朴葉にはカビが生えにくいという特徴があり、南砺市五箇山地区の伝統料理に使われています。

3. お手播き計画

- 天皇皇后両陛下のお手播きは、お手播き箱へそれぞれ2種の播種とします。
- お手播きされた種子は、富山県が管理・育成し、県森林研究所に植樹するほか、県内市町村から希望を募り、「記念樹」として配付します。

《 お手播き樹種 》

天皇陛下	エドヒガン 日本を代表する長寿のサクラ 河岸に多く生育、森と川を結ぶ象徴	タブノキ 海岸に生育、森と海を結ぶ象徴 万葉集では富山でのみ詠歌
皇后陛下	ヤマザクラ 菊と並ぶ日本の国花 野生種のサクラの代表種	マルバマンサク 合掌造りの木組みの結束材に使用

《 天皇陛下お手播き樹種（2種） 》

樹種	特徴・選定理由等
<p style="text-align: center;">エドヒガン</p>   	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、高木性の落葉広葉樹で、東北から九州にかけて広く分布していますが、河岸段丘を好み、大河川が多い本県には特に広く分布しています。また、河岸に多く生育することから、森と川を結ぶ象徴的な樹種と言えます。 ・樹齢2千年にもなるとされる長寿の木であり、彼岸の頃に開花するため、この名がつけました。 ・黒部市鷄野神社の「月訪（つきとい）の桜」は、越中の国守であった大伴家持が、この地を訪れた際に植えられたものと伝えられています。 ・平成23年に本県（富山市環水公園）で開催された「全国みどりの愛護のつどい」では、皇太子殿下が植樹されました。 ・黒部市の「明日の大桜」や氷見市の「駒つなぎ桜」は、本県の天然記念物に指定されています。
<p style="text-align: center;">タブノキ</p>   	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の海岸沿いに多く生育する高木性の常緑広葉樹で、森・川・海のつながりを表す象徴的な樹種です。 ・枝を四方に大きく張り出し、壮麗で美しい樹形を呈します。 ・タブノキの材は、硬さがあり、軽いことから、主に家具材や内装材などのほか、船の材料としても使用されます。 ・本種が優占する氷見市の朝日社叢は県の天然記念物に、朝日町の宮崎鹿島樹叢は国の天然記念物に指定されています。 ・朝日社叢は、魚つき保安林に指定されており、海に深い関わりを持つ森林です。 ・万葉集では、大伴家持が「都万麻（つまま）」として越中で1首のみ、雨晴海岸に生える壮麗なタブノキの様子を詠っています。 ・クロマツとともに本種が植栽されている入善町の海岸防災林は、平成25年に林野庁の「後世に伝えるべき治山～よみがえる緑～」に選定されました。

《 皇后陛下お手播き樹種（2種） 》

樹種	特徴・選定理由等
<p style="text-align: center;">ヤマザクラ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県は、変化に富んだ豊かな自然環境を有しているため、日本で見られる主な野生の桜9種が全て確認されており、野生の桜の宝庫といえます。 ・本種は、県内の里山などに広く生育する野生の桜で、高木性の落葉広葉樹です。大会開催地である魚津市南部の松倉城跡には、ヤマザクラの美林があります。 ・4月上旬から中旬頃に開花し、白い花と同時に赤茶色の若芽が出るため、そのコントラストが美しいです。 ・樹皮は、生薬で桜皮（おうひ）と呼ばれ、鎮咳に効能があることから、古くから和薬として処方され、くすりの富山を印象づける樹種です。 ・古くから桜の名所や歌に詠まれた桜は、そのほとんどがヤマザクラといわれています。
<p style="text-align: center;">マルバマンサク</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に広く生育する小高木性の落葉広葉樹。 ・日本海側の多雪地域の里山を代表する樹種で、早春に咲くことから、「まず咲く」が訛ってマンサクになったといわれており、雪国の春を最初に感じさせてくれます。また、葉に先立って黄色く細長い花弁の花が咲き、黄金色の花を枝いっぱい咲かせた姿を豊年満作と縁起をかつぎ、マンサクになったという説もあります。 ・枝はしなやかなことから、世界遺産である五箇山合掌造りの骨組みを結束する「ねそ」として使われたり、かんじきの輪等にも活用されるなど、雪国である富山県の暮らしとともにあった木です。 ・葉に含まれるタンニンは、収斂（しゅうれん）作用があるため、痔・止血・湿疹に効能があり、くすりの富山を印象づける樹種です。

4. 代表者記念植樹計画

- 招待者代表は、天皇皇后両陛下の2本目のお手植えと同時に記念植樹を行います。
- 場所は、特別招待者席前で行うものとし、それぞれ1本ずつ植樹を行います。
- 樹種は、天皇皇后両陛下のお手植えと同じ樹種とします。



招待代表者による記念植樹 参考例：第66回全国植樹祭石川大会

5. 招待者記念植樹計画

- 招待者記念植樹は、県内外からの招待者による1人1本以上の記念植樹とします。
- 県外招待者は、記念式典開始前の午前中に植樹し、県内招待者は、午前中を中心に植樹します。
- 富山県の気候風土や会場特性に適した樹木を植樹します。
- 「苗木のホームステイ※」等により、子どもたちや企業・団体等が育てた苗木も使用します。
- 植樹会場は、第68回全国植樹祭開催後、適正に維持・管理します。

※「苗木のホームステイ」

全国植樹祭で植樹する苗木の一部をとやまの森づくりサポートセンターの登録団体、登録企業、県内の小・中学生や「花とみどりの少年団」に育成してもらう取組み

《招待者記念植樹による整備方針等》

区分	会場名	本数	主な樹種	植樹による整備方針等
式典会場	①魚津桃山運動公園	3,000	コナラ ホオノキ イタヤカエデ など15種程度	《現況》コナラやアカマツ等高木類が衰退し、クズや竹等が繁茂する里山林 《整備方針》里山林の代表的な樹木や花木を植栽し、散策を楽しめる明るい里山林を造成
植樹会場	②朝日赤川	1,000	クロマツ タブノキ	《現況》海岸林未整備地 《整備方針》潮風や飛砂から田畑を守る海岸防災林を造成、森づくりと海づくりの連携を促進
	③入善五十里	1,000		
	④黒部田靱	1,000	優良無花粉スギ 「立山 森の輝き」	《現況》スギ人工林の伐採跡地 《整備方針》優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林、森林資源の循環利用を促進
	⑤魚津三ヶ	3,000		
	⑥滑川運動公園	500	コナラ オニグルミ エノキ など10種程度	《現況》上市川沿いに位置する公園内の未整備地 《整備方針》川沿いに多く生育する樹木を中心に植栽し、自然に親しめる森を造成
	⑦丸山総合公園	500	コシノフユザクラ イタヤカエデ エゴノキ など10種程度	《現況》里山に位置する公園内の未整備地 《整備方針》地元ゆかりのサクラや、里山を代表する樹木を植栽し、四季の変化を楽しめる森を造成
合計		10,000		

第4章 会場整備計画

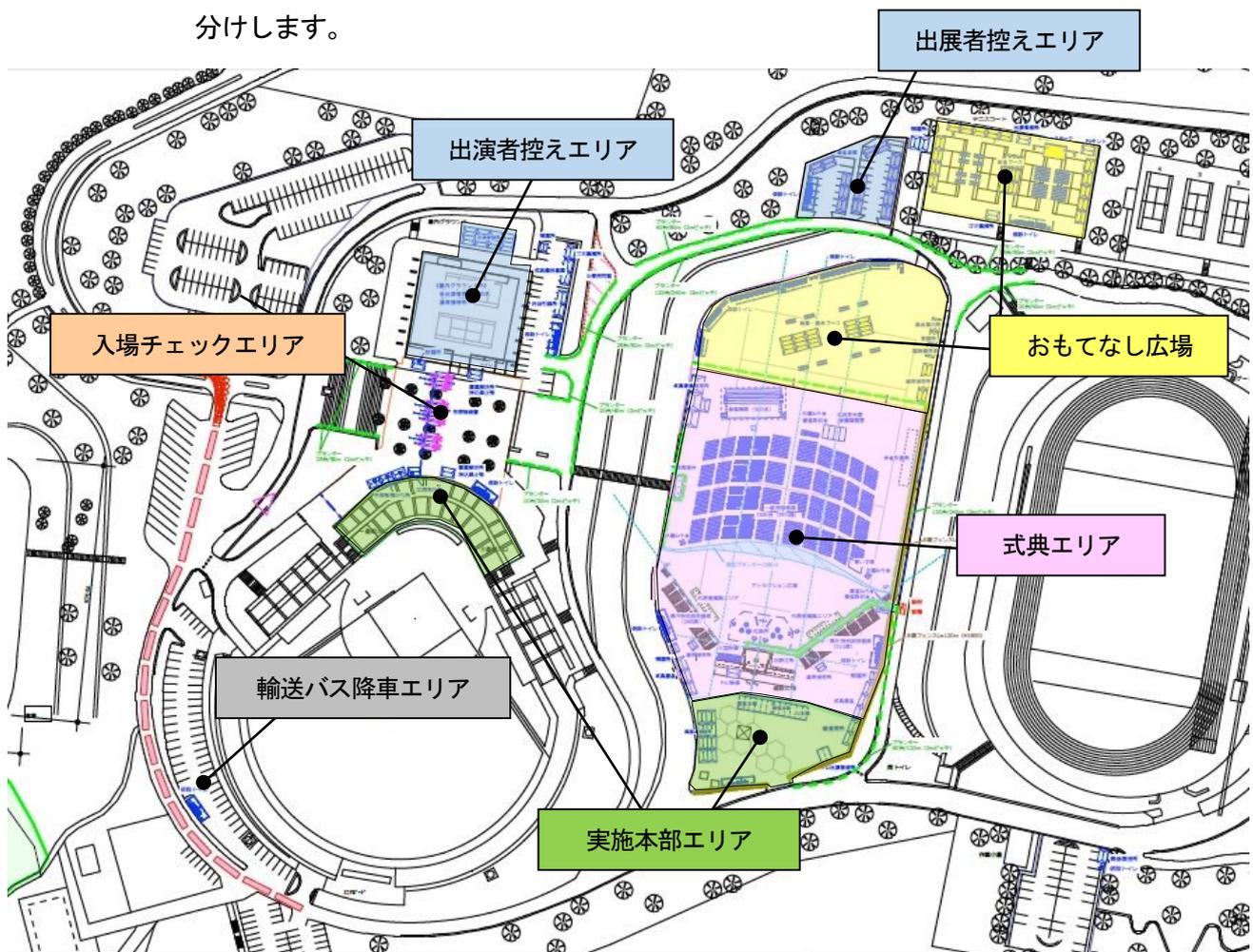
1. 基本的な考え方

- 会場等の整備にあたっては、土地形状の変更などにより自然環境に負荷を与えないよう、極力現地形を有効に利用し、経費の節減を図ることを基本とします。
- 周辺の景観との調和を図ることはもとより、安全性や機能性を考慮し、高齢者等に配慮します。
- 工作物等の整備にあたっては、原則として県産材を活用します。
- 会場全体を本県の森づくりの取組みや、企業、森林ボランティア団体等の森づくり活動状況等の発信の場とし、参加者へアピールします。

2. 施設配置計画

(1) 会場周辺状況

- 会場は、式典エリア、実施本部エリア、おもてなし広場、入場チェックエリア等にゾーン分けします。



(2) 式典会場イメージ図



3. 主要施設計画

(1) お野立所

- お野立所は、富山湾と立山連峰の眺望が最も良い場所の近くに配置します。
- 県産材を使用し、植樹祭終了後に移設、再利用します。
- 散居村の「屋敷林とあずまだち」や「杉木立」、「立山連峰」などをモチーフに「富山らしさ」を表現するとともに、周辺の景観と調和のとれたものとしします。



第 68 回全国植樹祭のお野立所[完成予想図]

(立ち並ぶ丸太が屋敷林やササラなどをイメージ、高さの違う丸太を用いて立山連峰を表現)

(2) 会場内工作物

- お手播き箱などの会場内工作物の作成にあたっては、原則として、県産材を使用することとし、安全性、経済性及び周辺の景観に配慮したものとします。



お手播き箱(左)、木製フェンス(右) 参考例：第 66 回全国植樹祭石川大会



第 68 回全国植樹祭で使用予定のベンチ(左)、プランターカバー(右)

4. 案内・誘導計画

- 招待者が安全かつスムーズに式典行事や植樹行事などに参加することができ、各施設への移動に支障がないよう、案内サインを各所に設置します。
- 案内サインは、ユニバーサルデザインに留意し、招待者が見やすい色彩、大きさにするとともに、見やすい位置、高さに設置します。また、招待者が一目で分かるようピクトサイン（絵文字）等を使用します。
- 案内サインの材料には、県産材のほか、リユース可能な製品の活用等、環境に配慮した資材の使用に努めます。

設置区域	サイン種別	内容
会場全体	施設表示	各エリア、施設等の名称を表示
	誘導	招待者を各エリア、施設等に誘導するサインを動線上に設置
	注意事項	遵守事項、安全管理事項、手荷物検査の協力要請事項、持ち込み禁止物に関する注意事項等を表示
式典会場	座席表示	中央特別招待者は、各席に座席表を貼付 特別招待者入口に座席配置表を設置 一般招待者席は、バス号車単位で座席を表示
	会場案内図	会場内の全体図及び現在地の表示
植樹会場	植樹地誘導	バス号車ごとに決められたブロックへ誘導するサインを動線上に設置
	植樹位置	バス号車単位に決められた植樹ブロックを表示
輸送バス	バス号車	添乗員が招待者を誘導する際、バス号車を表示したプラカードを使用

5. 飾花計画

- 会場周辺の飾花は、県内産の花を使用し、会場の雰囲気を引き立てるとともに、招待者の安全かつ円滑な動線が確保できるよう配置します。
- 会場に設置するプランターカバーは、県産材を使用して製作します。
- 県をはじめ、関係市町村、関係団体、県民が一体となり、花飾りや美化に努めます。

設置区域	内 容
式典会場	各エリアの動線や区分を行うとともに、会場の雰囲気を引き立てるよう、プランター等を設置します。
植樹会場	各エリアの植樹区分が分かりやすくなるよう配置します。
式典会場と植樹会場の連絡通路	招待者の安全で円滑な誘導ができるよう、プランターを配置します。
アクセス道路	県および関係者が一体となり、飾花を行います。

6. 電気・給排水・通信設備計画

(1) 電気設備計画

- 会場内で使用する電源は商用電源を引き込むほか、仮設電源（ジェネレーター等）を設置し対応します。

(2) 給排水計画

- 水は施設内より給水し、排水は回収後、適正に処理をします。

(3) 仮設トイレ計画

- 植樹会場、おもてなし広場などに適正な数量を設置するとともに、衛生面にも十分配慮します。

(4) 通信設備計画

- 運営を円滑に行うため、実施本部等に臨時電話を設置するほか、携帯電話、トランシーバ一等の無線通信機器を適正に配置します。

第5章 運営計画

1. 基本的な考え方

- 全国からの招待者を富山県らしいおもてなしの心でお迎えし、第68回全国植樹祭の開催意義や理念を全国に発信します。
- 県内市町村、森林・林業関係団体、NPO法人及びボランティア団体等の協力・連携を図ります。
- 参加者の安全・安心を確保し、快適に、清潔に過ごせるよう会場運営を行います。

2. 招待計画

(1) 招待者の区分及び規模

招待者区分		人数
県外招待者	・公益社団法人国土緑化推進機構理事長と富山県知事との協議により定める者 ・各都道府県知事が推薦する者	1,200人
県内招待者	・第68回全国植樹祭富山県実行委員会会長が推薦する者 ・富山県の市町村長が推薦する者 ・公募による一般県民	3,000人
計		4,200人

(2) 運営にあたっての参加者区分

参加者区分	人数	備考	
①中央特別招待者	30人	国務大臣、公益社団法人国土緑化推進機構会長、富山県知事、県議会議員、次期開催県知事 等	
②特別招待者	県外特別招待者	220人	県選出国會議員、中央官庁・団体関係者、緑化功労者、コンクール入賞者、都道府県知事及び議会議員 等
	県内特別招待者	200人	県議会議員、市町村長、緑化功労者、実行委員会委員 等
	小計	420人	
③一般招待者	県外一般招待者	950人	各都道府県森林・林業関係者 等
	県内一般招待者	2,800人	県内の森林・林業関係者及び県内公募による一般県民 等
	小計	3,750人	
招待者小計 ①+②+③	4,200人		
④協力員/本部員	2,000人		
計 ①+②+③+④	6,200人		

3. 招待者の行動計画

時間	全体進行	中央 特別招待者	特別招待者		一般招待者	
			県外	県内	県外	県内
	(人数)	30人	220人	200人	950人	2,800人
7:00			指定宿泊地	指定集合地	指定宿泊地	指定集合地
7:30						
8:00			記念植樹 (植樹会場)		記念植樹 (植樹会場)	
8:30		指定宿泊地				
9:00	おもてなし 広場		入場チェック			
9:30		到着	着席			
10:00		着席				
10:30	式典行事		プロローグ			
11:00			代表者植樹	式典		
12:00		離席	エピローグ			
12:30			屋食			
13:00	おもてなし 広場	屋食	会場散策			
13:30						
14:00						
14:30						記念植樹 (植樹会場)
15:00		駅・空港	駅・空港 ※視察	指定解散地	駅・空港 ※視察	指定解散地
15:30						
16:00						

※招待者の行動計画は変更となる場合があります。

4. 受付計画

(1) 前日受付

- 宿泊する招待者については、大会前日、指定宿泊施設にて1回目の受付を行います。
- 宿泊施設には招待者専用の受付を設置しスムーズなチェックインができるようにします。
- 宿泊施設での受付業務は、原則、実施本部員が行います。

(2) 当日受付

- 全国植樹祭当日の受付は、指定宿泊施設や指定集合地で、移動用バスに乗車する前に行います。
- IDカードの紛失や大会用品等が不足した場合に備え、式典会場入口付近にIDカード再発行所を兼ねた大会用品等のストックヤードを設け、不足品の対応を行います。
- 円滑な受付や配付物の配付が行えるよう、関係者と連携を図ります。

招待者区分	受付日	受付区分	受付場所	受付業務の内容
中央特別招待者	前日 到着時	宿泊受付	指定宿泊施設	①ルームキーの引き渡し ②記念品・大会用品の配付 ③宿泊案内の配付 ④レセプション参加の案内
県外招待者 (中央特別招待者を除く)	前日 到着時	宿泊受付	指定宿泊施設	①本人確認 ②ルームキーの引き渡し ③記念品・大会用品の配付 ④宿泊案内の配付
	当日①	バス乗車 受付	指定宿泊施設	①IDカードの着用確認 ②本人確認
	当日②	入場チェック	式典会場	①手荷物・IDカードの確認 ②入場チェック
県内招待者	当日①	バス乗車 受付	指定集合地	①本人確認 ②記念品・大会用品の配付
	当日②	入場チェック	式典会場	①手荷物・IDカードの確認 ②入場チェック

5. 特別接伴計画

特別接伴が必要と認められる招待者には、実施本部員が対応をします。

6. レセプション計画

天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、第 68 回全国植樹祭招待者の来訪を歓迎し、懇親を深める場とします。

〔主 催〕 富山県

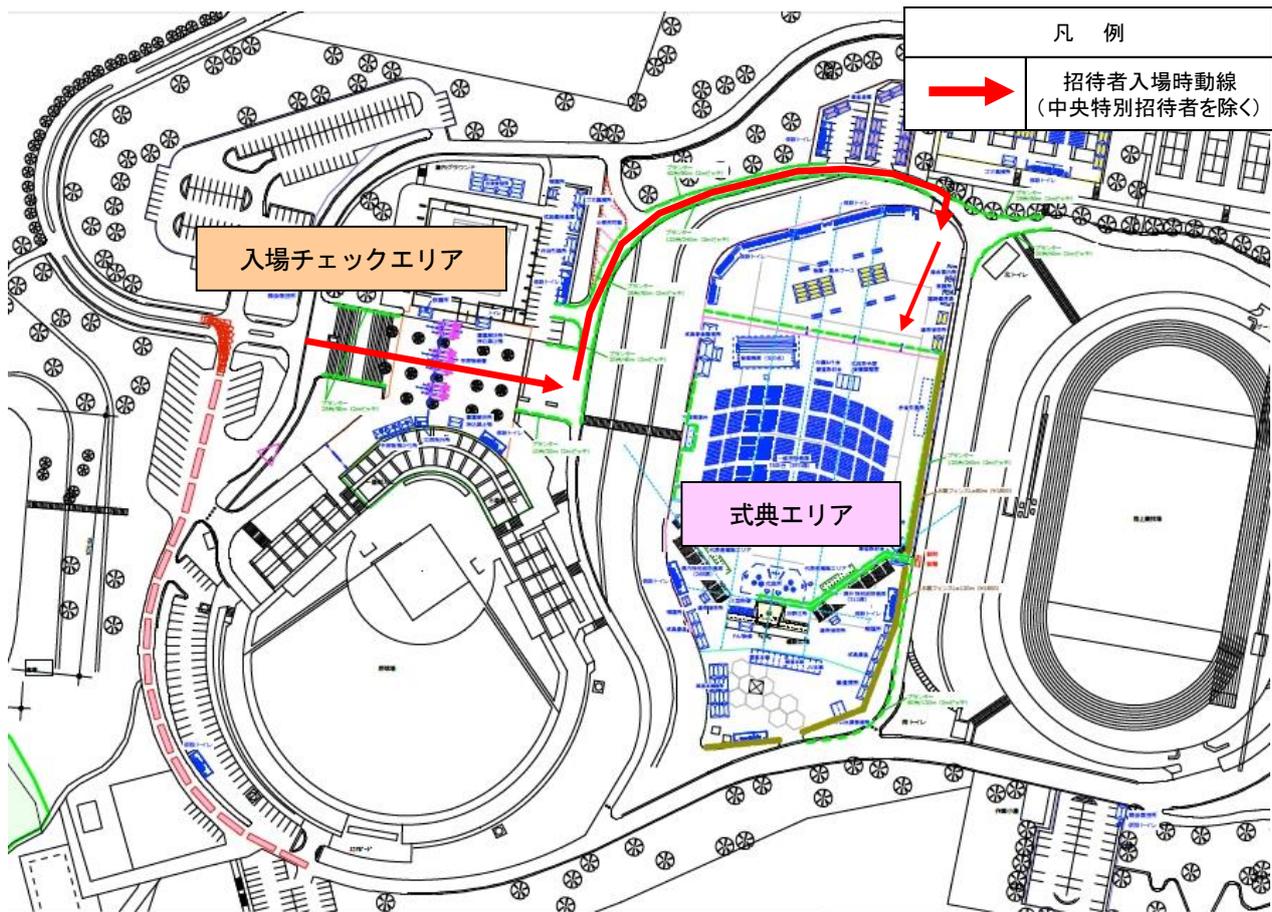
〔開催日時〕 全国植樹祭開催の前日

〔出席者〕 350名程度

- 中央特別招待者
(国務大臣、公益社団法人国土緑化推進機構会長、富山県知事、県議会議員 等)
- 県外特別招待者
(緑化功労者、代表表彰者、県選出国會議員 等)
- 県内特別招待者
(緑化功労者、県議会議員、市町村長、実行委員会委員 等)

7. 会場内動線計画

(1) 入場時の動線



(2) 退場時の動線

➤ 入場時のコースを反対に戻る動線とします。

8. 会場おもてなし計画

- 式典会場と隣接しておもてなし広場を設置します。招待者が安心・安全・快適に過ごせるよう総合案内所や湯茶接待コーナー、救護所、仮設トイレ等を整備します。
- 富山県の森づくり活動の取組みや観光、特産品などを招待者に広くPRするため、各種展示コーナーや観光案内所、物産販売コーナー等を関係団体の協力により運営します。
- おもてなしステージでは、富山県を代表する歌や踊り等の演目を実施します。
- おもてなし広場の運営にあたっては、出展者等との協力により、廃棄物の減量化に取り組むとともに、飲食物の提供において環境に配慮した容器を使用する等、環境に優しい運営に努めます。

区分	種類	内容
おもてなし 広場	総合案内所	参加者に対する各種案内・情報提供、案内誘導、各種パンフレットの配布、遺失・拾得物の管理
	おもてなしステージ	歌や踊り、郷土芸能等の披露
	湯茶接待コーナー	参加者に湯茶、ミネラルウォーターを提供
	販売コーナー	富山県内の特産品や飲食物の販売
	展示コーナー	富山県内の森林・林業、観光等を紹介
	臨時郵便局	郵便、宅配サービス
	救護所	参加者の体調管理・救護
	休憩コーナー	休憩用のテントを設置
植樹会場	案内所・簡易救護所	参加者に対する各種案内・情報提供・応急処置



おもてなし広場の様子 参考例：第66回全国植樹祭石川大会

9. 昼食計画

- 富山県の県産食材をふんだんに使用した富山県らしい献立とします。
- 納入業者は、製造能力及び運搬時間・距離等を検討して選定します。
- 弁当の製造、輸送、保管、配付にあたっては、衛生・安全面に万全を期します。
- 弁当などの容器・包装資材については、環境に十分配慮します。

10. 医療・衛生計画

(1) 医療救護所の設置

- 式典会場及び植樹会場に救護所を設置し、傷病者の医療救護を行います。
- 救護所には、医薬品や休憩用ベッド等を備えます。
- 消防署や近隣の医療関係機関の協力を得て、緊急の場合の搬送・受入体制を整えます。

(2) 衛生対策

- 厚生センター（保健所）等の協力を得て、食品衛生や環境衛生について、関係機関と協議を行い、衛生対策体制を整備します。
- 食の安全を期すため、弁当業者や宿泊施設、会場内の食品提供施設などの指導を徹底します。
- 飲食等により発生する廃棄物の適切な処理を行い、各会場及びその周辺の環境美化に努めます。

11. 消防・防災・警備計画

(1) 基本的な考え方

- 消防、警察署その他関係機関との協力体制を築き、連絡を密にして、参加者の安全を確保し、安心して参加いただけるようにします。
- 危機管理については、責任者を明確にし、迅速な初期対応ができるようマニュアル等を作成し、研修を行います。

(2) 消防・防災

- 異常事態の早期発見・通報に努めます。
- 会場内は、喫煙所を除き全て禁煙とし、主要施設には消火器を設置します。
- おもてなし広場等の火気使用についても管理を徹底します。
- 避難計画を策定し、実施本部員への周知を図るとともに、参加者全員が安全に避難できる体制を整えます。

(3) 警備

- 会場内での事件・事故を防止し、全国植樹祭の円滑な運営を図るため、警察等関係機関と協力して警備を実施します。
- 警備員や実施本部員などを配置して、警備や車両の整理、参加者の誘導を行います。
- 式典会場の入場ゲートでは、金属探知機等による持ち物検査や入場者の確認を行います。
- 式典会場、植樹会場、駐車場等では、使用物品等の搬入後、夜間も含め、監視・巡回警備等を行います。

12. 実施本部計画

- 円滑な運営を図るための実行組織として、「第 68 回全国植樹祭富山県実施本部（仮称）」を設置します。
- 県職員、市町村職員、ボランティアなどの積極的な協力を得て効率的な要員配置を行うとともに、実施運営の円滑化及び参加者の安全性や快適性の確保に努めます。

13. 研修・リハーサル計画

- 円滑な運営に向けて、実施本部員・協力員の研修を行うほか、出演者を含めたリハーサルを実施します。
- 効率的な研修・リハーサルを実施するため、事前に各班の運営マニュアルを作成します。
- 研修・リハーサル計画に基づき、実施本部員全員が業務の内容を把握できるようにします。

(1) 実施本部員等の研修計画

- 実施本部員、協力員の研修は、事前の資料配付、現地視察、リハーサルへの参加等により実施します。

(2) 研修・リハーサル計画

区分	時期	場所	参加者	内容
①出演者説明会	開催3ヶ月前	未定	出演者代表	大会概要・参加内容説明
②合同説明会	開催 8～6週間前	未定	実施本部員 出演者代表	大会全体の説明
③式典リハーサル	開催 6～4週間前	式典会場	出演者（介添者） 実施本部員	式典行事のリハーサル
④総合リハーサル	開催1ヶ月前	式典会場 植樹会場	実施本部員 協力員 出演者	全体通しリハーサル、車両・参加者誘導、接遇研修、非常時訓練他
⑤荒天会場説明会	開催1ヶ月前	荒天会場	主演者（介添者） 実施本部員	会場確認及び説明
⑥前日リハーサル	開催前日	式典会場 植樹会場	実施本部員 協力員 出演者	全体通しリハーサル、車両・参加者誘導、接遇研修、非常時訓練他

14. 雨天時・強風時対応計画

- プログラムごとに雨天計画を策定し、役割分担の明確化と雨天体制へのスムーズな移行を行います。
- プロローグやエピローグは天候に応じ、各出演団体との協議の上、必要に応じ、内容の変更を決定します。
- 音楽の演奏が不可能な場合は、事前に演奏を収録した音源を使用します。
- 雨天時対応マニュアルを作成し、招待者の負担を軽減する体制を整えます。

第6章 宿泊輸送計画

1. 基本的な考え方

- 式典前日に、宿泊する招待者（主に県外招待者）は、式典会場や植樹会場の近隣地域などで、原則として、実行委員会が指定する施設に宿泊することとします。
- 式典当日は、前日宿泊した招待者は宿泊施設から、宿泊しない招待者等は最寄りの集合地から、原則として、実行委員会が準備したバスにより会場に移動することとします。
- 宿泊施設の収容人数、宿泊料金、道路交通事情、送迎体制、大会前後の視察ルートを総合的に勘案し、無理のない宿泊・輸送体制を整えます。
- 招待者等の安全で円滑な輸送を図るため、運行ルート、輸送スケジュール及び必要な交通規制などについて、関係者で綿密な打ち合わせを行うとともに、添乗員の配置・案内により快適な輸送体制を整えます。
- 会場周辺及びアクセス道路沿線では、地元市町村や関係者、地域住民の参加・協力を得て、美化に努め、招待者を歓迎します。
- 富山県の温かいおもてなしの心をもって、無理のない安全、安心な宿泊・輸送体制を整えます。
- 県外招待者の方が、富山県の森林・林業・木材産業に関する理解を深めていただくとともに、雄大な自然、多様な文化・歴史などの富山県の魅力を体感していただけるよう大会前後に視察コースを設定します。

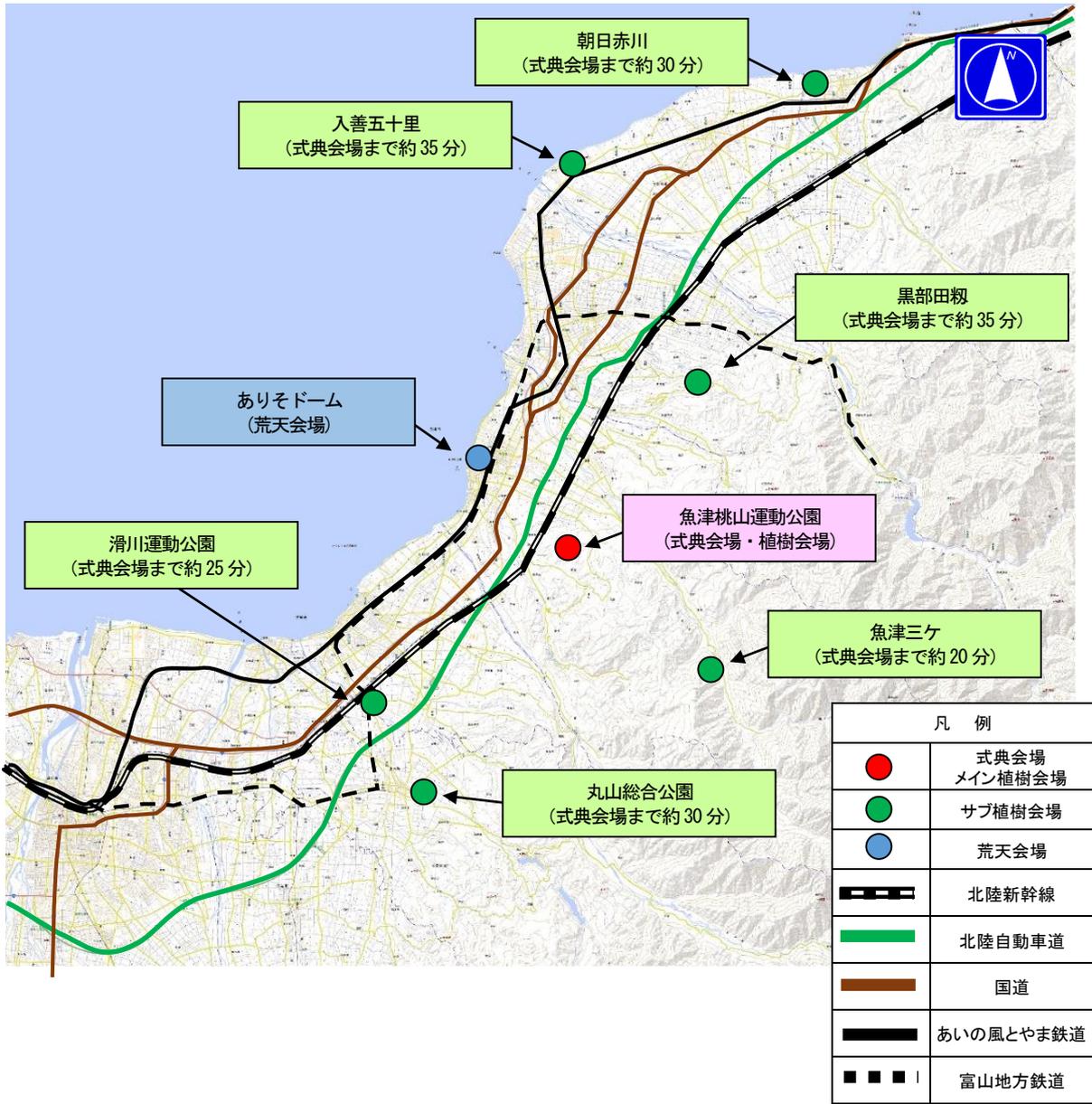


参考例：第66回全国植樹祭石川大会

2. 宿泊計画

(1) 宿泊施設の選定

- 式典会場や植樹会場までの道路状況やアクセス及びスケジュール等を考慮した宿泊エリア・宿泊施設を選定します。
- 施設内または近隣で、安全にバスの乗降できる場所が確保された宿泊施設を選定します。
- フロントやロビー等宿泊施設内に専用デスクを設置し、大会用品（全国植樹祭プログラム、IDカード、帽子等）を円滑かつ確実に配付できる体制を整備します。
- 食事については、富山の食のPRに努め、富山の特産品を積極的に取り入れたメニューを提供します。
- 緊急時に搬送できる救急病院や緊急対応担当者の有無、AED（自動体外式除細動器）の設置状況を事前に把握し、万が一の事故に備えます。



3. 輸送計画

(1) 輸送方針

- 参加者はバスで移動することを原則とし、参加者区分ごとに輸送計画を作成します。
- 参加者の安全で円滑な輸送を行うため、バス事業者、関係機関と協議・検討の上、運行ルートを設定します。
- 式典当日の道路混雑等のリスクを想定し、できるだけ移動時間がかからない最短ルートを設定します。
- 交通事故や渋滞等の不測の事態に備え、代替ルートや迂回ルートの設定を行います。

(2) 関係車両一覧

参加者区分	輸送手段	同乗者	備考
中央特別招待者	借上車等	接伴員	出迎え、添乗・誘導、見送り
県外招待者	計画輸送バス	添乗員	各種案内・誘導
県内招待者	計画輸送バス	添乗員	各種案内・誘導
協力員・本部員等	計画輸送バス	担当班員等	出展者など荷物の搬出入を伴う場合はトラックを手配

※運行台数については、実施計画で策定します。

(3) 駐車場計画

- 式典中の計画輸送バスの駐車場は、道路交通事情も考慮し、会場の隣接地または近傍地から選定し、確保します。
- 招待者記念植樹の間は、各植樹会場に併設された駐車場等を利用します。

4. 運行管理体制・緊急時対応

- 式典会場周辺に輸送管理本部を設置し、運行状況を一元的に管理します。
- 車両の運行状況を把握し、安全で円滑な運行体制を実現するため、輸送ルート上に休憩所、チェックポイント、バス運行調整地を設け、それぞれに係員を配置し、携帯電話や無線機等により、リアルタイムの連絡体制を確保します。

5. 道路交通対策

- 会場周辺の道路や招待者の輸送ルートにあたる道路については、事前に道路管理者と協議の上、道路工事や道路占用許可等の必要な措置を講じます。
- 招待者及び周辺住民等の交通の安全の確保と車両の円滑な運行を行うため、関係機関の協力を得て、交通整理、交通規制等を実施します。

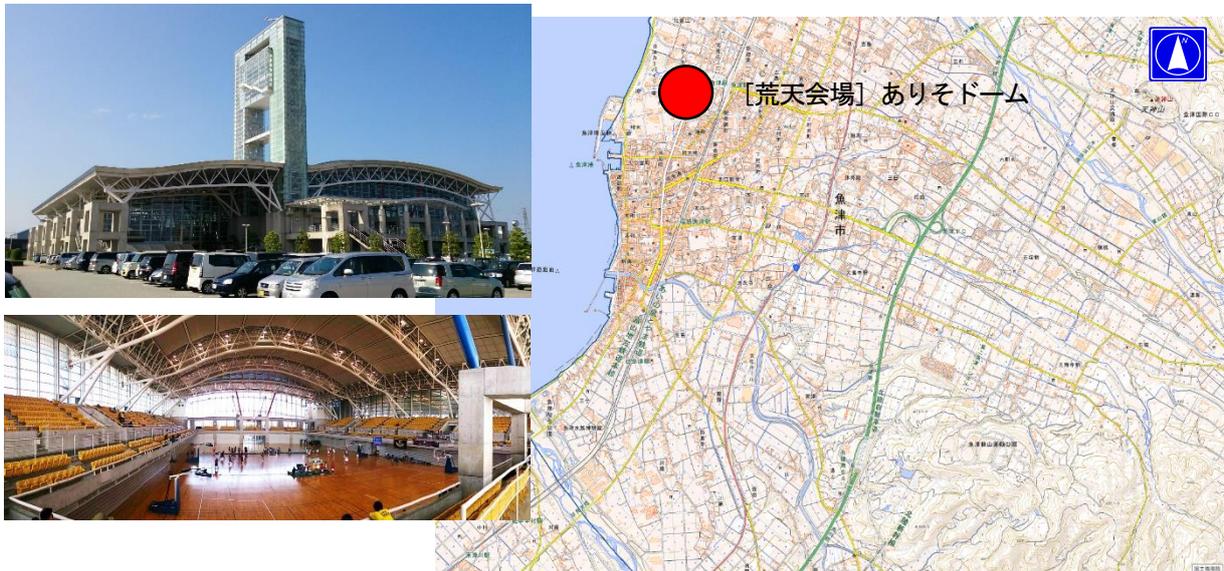
第7章 荒天時式典計画

1. 基本的な考え方

- 暴風雨、集中豪雨等の荒天に見舞われ、式典会場での式典が困難であると判断した場合は、荒天会場で式典を実施します。
- 開催日の1週間前から随時情報収集に努め、式典会場での式典の実施の可否を判断します。
- 荒天会場での実施決定に備え、関係機関と万全の連絡体制を構築し、円滑な実施運営を行います。

2. 開催会場

- ありそドーム（富山県魚津市北鬼江 2898-3）



3. 開催規模

県内外からの招待者等を合わせて2,000人程度の規模で開催します。

4. 荒天時運営計画

(1) 式典行事計画

- 式典を中心とした構成とします。

(2) 判定会議

- 荒天時や地震、突発事案の非常事態に迅速、適切に対応するため、必要に応じ大会開催の可否について判断する会議（以下「判定会議」という。）を設置します。
- 判定会議のメンバーやその召集方法、大会の中止・変更の判断基準とその対応について、ガイドラインを設定します。

第8章 記念事業等計画

1. 基本的な考え方

- 第68回全国植樹祭の開催機運の醸成と、開催理念や大会の基本方針について、県民に広く普及啓発するため、記念事業等を実施します。

2. 記念事業の内容

- 記念事業は、全国植樹祭の開催理念を達成するため、第68回全国植樹祭富山県実行委員会等が主催する事業とします。

① 全国植樹祭プレ大会

全国植樹祭の開催1年前の時期に、従来から春に開催してきた「とやま森の祭典」をプレ大会として位置づけ、大会の周知と開催機運の醸成を図るため開催します。

[時 期] 平成28年5月22日（日）

[場 所] 魚津桃山運動公園

[内 容] 式典（表彰など）、
記念植樹、森林整備、木工体験（プランターカバーの製作）、
特産品の展示・販売、森づくり活動のPR

② 全国植樹祭カウントダウンイベント

開催日決定を受けて、全国植樹祭開催機運を盛り上げるため、開催日までのカウントダウンイベントを実施します。

③ 苗木のホームステイ

第68回全国植樹祭で植樹する苗木の一部を県内の小中学校等で育てることにより、緑の大切さと森づくりへの関心を高めます。

[時 期] 平成26年秋季～

[場 所] 育成ポット 約6000個

[内 容] 花とみどりの少年団やとやまの森づくりサポートセンター登録団体など県民参加により苗木を育成

④ 東日本大震災被災地へのエノキリレー

東日本大震災被災地復興支援のため、皇居内のエノキから採取した種から育てられた苗を平成28年6月5日開催の第67回全国植樹祭で長野県から引継ぎ、1年間、県内で育成してから次期開催県の福島県にリレーします。（リレーされたエノキの苗は、最終的に平成30年度の第69回全国植樹祭で植樹される予定）

⑤ 記念誌の発行、記録映像の作成

第68回全国植樹祭の式典行事、植樹行事をはじめ、各種記念事業などの取組みを、記録誌や記録映像等にまとめ、関係機関等に配付します。

3. 関連事業の内容

- 関連事業は、関連団体が主催する事業のうち、全国植樹祭の開催理念と関連があり、実行委員会と互いに連携していく必要がある事業とします。

① 第46回全国林業後継者大会

全国の林業関係者が一堂に会し、林業の振興と森づくりの重要性を再認識し、森林を育て活用し、県民運動を推進することにより、林業技術と元気な森林・林業を未来に引き継ぐことを発信するための大会を開催します。

[時期] 平成29年春季（第68回全国植樹祭開催日の前日）

[場所] 未定

[内容] 林業者の活動報告、パネルディスカッション 等

② 地域リレー植樹

全県的な開催機運の醸成と、県民参加による森づくり活動を進めるため、県内全15市町村が、それぞれ地域特性に応じた植樹イベントを実施します。

[時期] 平成28年春季～

[場所] 県内各地域

[内容] 植樹、森林整備、木工教室 等

③ 県民参加の森づくり関連イベント

とやまの森づくりサポートセンターを通じて、企業・森林ボランティア団体等が参加する森づくりイベントなどを、第68回全国植樹祭の関連事業と位置付け、相互に連携して情報発信等を行います。

[時期] 平成28年（年間）

[場所] 県内各地域

[内容] 植樹、森林整備、木工教室 等

「予定されているイベント」森づくりボランティア交流会（4月）
森づくりボランティアの集い（9月）

④ 第51回全国木材産業振興大会

全国の木材業関係者が一堂に会し、木材産業振興への意識の高揚と、木材利用拡大を発信するための大会を開催します。

[時期] 平成28年11月10日（木）

[場所] 富山県民会館

[内容] 式典（表彰など）、基調講演、パネルディスカッション 等

第9章 広報計画

1. 基本的な考え方

- 広報活動を通じて、大会の開催理念、基本方針、内容等について、PRするとともに、開催への機運を高めていきます。
- 広報媒体を活かした情報発信により、効果的な広報活動を実施します。
- 大会テーマ、シンボルマーク及び大会ポスター原画を活用し、第68回全国植樹祭の開催を県内外に広報します。
- とやま水と緑の大使による、効果的な広報活動を実施します。

2. 広報計画

① インターネットの活用

第68回全国植樹祭の公式ホームページを開設し、各種イベントや県内の森づくり等に関する情報を積極的に発信するとともに、各種の問い合わせや申し込みなどについても、インターネットを効率的に活用します。

② 公共広報等の活用

県及び各市町村の広報や広報番組等の公共広報媒体を有効活用し、広く県民に向けて、きめ細かい情報提供とPR活動を実施します。

③ マスメディアの活用

テレビ、ラジオ、新聞等、各報道機関との連携を深めるとともに、全国植樹祭、記念事業、県民運動等に関する情報を提供します。

④ 植樹祭情報誌の発行

「全国植樹祭だより」を発行し、開催準備状況や記念事業の実施状況等について情報発信します。

⑤ PRグッズの作成・配布

シンボルマーク等を用いた各種PRグッズを作成・配布し、開催の周知と機運の醸成を図ります。



第68回全国植樹祭 基本計画
平成28年2月

富山県農林水産部 森林政策課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

電話番号：076-444-4077（直通） ファクシミリ番号：076-444-4428

ホームページ：<http://www.pref.toyama.jp/>

または、「第68回全国植樹祭」で検索してください。